

令和元年12月11日第4回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第4日)

出席議員 (10名)	1番 鈴木千春 2番 大川徹也 3番 原直弘 4番 吉田豊 5番 田中静雄 6番 原田希 7番 吉富隆 8番 大川隆城 9番 寺崎太彦 10番 中山五雄
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町長 武廣勇平 副町長 森悟 教育長 野口敏雄 会計管理者 森園敦志 総務課副課長 宗雲英則 まち・ひと・しごと課長 河上昌弘 財政課長 坂井忠明 建設課長 三好浩之 産業課長兼 日高泰明 住民課長 扇智布由 農業委員会事務局長 健康福祉課長 江島朋子 税務課長 矢動丸栄二 教育委員会事務局長 吉田淳 生涯学習課長 小川成弘 文化課長 中島洋
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 二宮哲次 議会事務局係長 江崎智恵

議事日程 令和元年12月11日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第4回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
8	1番 鈴木千春	1. 災害復興について 2. ふるさと納税について 3. 中心市街地活性化事業について 4. 農業における課題について
9	2番 大川徹也	1. 自然災害における防災体制について 2. 農地・水・環境保全事業（現：多面的機能支払交付金事業）に関する町民への告訴について 3. 不登校及びその傾向にある児童の学習等支援について 4. ふるさと納税事業に関して

日程第2 議案審議

議案第60号 上峰町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

日程第3 議案第61号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

日程第4 議案第62号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例

日程第5 議案第63号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第64号 上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第65号 特別職の給与条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第66号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第9 議案第67号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第68号 財産の取得について

日程第11 議案第69号 令和元年度上峰町一般会計補正予算（第4号）

日程第12 議案第70号 令和元年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第13 議案第71号 令和元年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第14 議案第72号 令和元年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）

午前 9 時 30 分 開議

○議長（中山五雄君）

おはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

○議長（中山五雄君）

日程第 1. 一般質問。

前日に引き続きまして、これより一般質問を行います。

1 番鈴木千春君、お願いいたします。

○1 番（鈴木千春君）

皆さんおはようございます。1 番鈴木千春でございます。議長より登壇の許可をいただきましたので、通告順に従いまして、これより一般質問をさせていただきます。

質問事項は大きく 4 点でございます。

質問事項 1、災害復興について。本年は警報が発表される豪雨が 7 月、8 月と立て続けに発生し、特に 8 月の記録的豪雨では避難勧告が発令され、九州広域に甚大な被害をもたらしました。上峰町内の被害状況につきまして、私自身も委員会及び個人で確認してまいりましたところ、北部から南部まで各所で被災しており、改めて自然の怖さを痛感した次第でございます。

そこでお尋ねは、あれから 3 カ月が過ぎ、町内各所で発生しております被災箇所の復旧状況の進捗と今後のスケジュールにつきまして御答弁いただければと思います。

本質問をする意図といたしましては、見えない部分で災害復興は進捗していると把握はしているものの、鎮西山が今もなお閉鎖中であることや、切通川の堤防が決壊したままだったり被災地の復興は進んでないのではという話も耳にしたため、このたびの一般質問で議題に上げさせていただきまして取り組みを伺えればと思い、お尋ねしております。

質問要旨の 1、先の記録的大雨被害に伴う災害復興の現状と今後のスケジュールについては。

次に質問事項の 2、ふるさと納税について。年末に向け 1 年で一番多くの寄附がある時期となりました。特に、本年は制度改正に伴い返礼品の整備がなされ、さまざまな取り組みがされたのではないかなと感じております。

そこでお尋ねは、制度改正後の状況と今後の取り組みについて御答弁をお願いいたします。

質問要旨の 1、制度改正後の状況と今後の取組は。

次に、質問事項 3、中心市街地活性化事業について。同僚議員より同様の質問があり、私も毎回質問しておりますが、議会はもちろん、町民の方の本事業における期待と関心が最も

高い事業であり、今回も質問させていただきます。

質問要旨の1、現在の進捗と今後のスケジュールについては。

次に、質問事項4、農業における課題について。本件、農業における課題の一つであります新規就農者の獲得につきまして、以前の答弁の中で人・農地プランに係る業務についてアンケートの実施及び意見交換会、この中で新規就農者の参入促進を計画している旨、答弁いただいたかと思えます。お尋ねは、この意見交換会に向け実施されます取り組みについて答弁いただければと思えます。

質問要旨の1、意見交換会実施に向けての取組は。

最後に、私は農業における課題は、以前の一般質問の中でも上げさせていただきましたとおり、新規就農者の獲得及び現在営農されております農家の方々の所得向上であると考えております。これらの課題を解決していく上での取り組みにつきまして、今後実証、検討されております内容をお伺いいたします。

質問要旨の2、課題解決に向けて、来年のスケジュールと実施に向けての検討は。

以上、4点、よろしくお願いたします。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項の1番、災害復興について、質問要旨、先の記録的大雨被害に伴う災害復興の現状と今後のスケジュールについて、執行部の答弁を求めます。

○建設課長（三好浩之君）

皆さんおはようございます。私のほうからは、鈴木議員の質問事項1、災害復興について、質問要旨1についてお答えいたします。

まず、現状でございますが、町内全域で24カ所の被害を把握しており、応急的に対応できる、または対応すべき9カ所については予備費充用により応急復旧工事を実施しているところでございます。残りの15カ所につきましては、被災時のままでございます。

次に、今後のスケジュールでございますが、今議会に災害復旧工事の予算を計上させていただいており、予算議決後に発注手続を進め、年度内に復旧工事完了予定としております。

以上、鈴木議員の質問の答弁を終わります。

○1番（鈴木千春君）

ただいまの答弁で24カ所の被災地の内、応急復旧を9カ所、被災地のままの箇所が15カ所ということで、スケジュールとしては年内の完了を計画して進めているという答弁だったかと思えます。

このたび、本質問をするに当たり災害復旧の流れを調べてみたところ、国土交通省に災害復旧の流れという資料がありまして、参照してみますと、災害が発生しましたと、すると自治体は災害報告を災害終息後の10日以内に行いまして、現地調査と設計図書作成、あと国庫負担の申請をします。その後、災害査定で工事費を決定し、通常被災後2カ月以内に行われ

るもので、国庫負担の交付があって、工事の実施があって事業費の精算、成功確認、完了検査という記載があったんですけれども、災害復旧するに当たっての流れというのはこの内容でよろしいのか、その認識が正しいのかということをお伺いしたくて、答弁をお願いします。

○建設課長（三好浩之君）

ただいま鈴木議員からの御質問でございます災害復旧事業の流れは、国土交通省のホームページから資料を出されていると思いますけれども、そちらのほうで間違いございません。ただ、災害復旧事業に関しましては、ほか農林関係等ございますので、基本的な流れとしましては、省庁は違えど同じような復旧の事業の流れになります。

以上でございます。

○1番（鈴木千春君）

農林もあるけれども、国交省で出されている災害の流れの手順でいいという認識で確認できました。

では、このたび補正で計上されております農林施設災害費と公共施設災害復旧費、こちらが計上されているということはさっきの資料でいうところの工事の実施、事業費の精算、成功認定という流れになるということと理解した次第です。

また、関連ですが、本年8月30日から11月1日までの間でふるさとチョイス上で令和元年大雨災害復旧支援に伴う緊急受付が掲載され、こちらのほうで寄附件数が54件、寄附金額が811千円という旨ホームページで載っているのを拝見したんですけれども、本件につきまして、災害復旧に向けてかなり迅速な対応だったということを感じました。

そこでお尋ねなんですけれども、この集まりました御寄附の使い道、どの災害の箇所に充てるとかということが決まっているのであれば、そちらの内容を教えてください。答弁をお願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

皆様おはようございます。ただいま鈴木議員のほうから御質問がありましたふるさとチョイス上におけます寄附金の募集に関しての話なんですけれども、確かに当該ホームページのほうに募集をかけまして、どういう用途でということなんですけれども、やっております。こちらのほうにつきましては、今回の補正予算のほうには掲載の期間上ちょっと間に合っておりませんでしたものですから、3月の補正予算で充当をかけようというふうに思っております。

一応充当費目につきましては、災害復旧事業のほうに充当しようというふうに考えておりますが、それは今後また予算編成における検討の結果によりましたところでそういった処理をさせていただこうかなというふうに考えているところです。

以上でございます。

○1番（鈴木千春君）

ただいまの答弁で、今回の補正の中には含まれていないけれども、3月のタイミングで計上されて、災害復旧に充当されるという旨、答弁いただいたかと思います。

あわせて関連でお伺いしたいんですけれども、このたび災害が発生したタイミングでふるさとチョイス上のGCFの掲載がえらいスピーディーだったなというふうに感じたんですけれども、そういう場合の所管というのは創生室が先陣を切って、災害復旧については総務課だったりとか、内容を実施するのは建設課だったりするかと思うんですけれども、チョイス上の掲載という所管になりますと創生室の所管になるということでしょうか、答弁をお願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

こういう案件につきましては、迅速な掲載というものが必要になりますので、そういったノウハウを持っております当室のほうでその辺に関しては取り扱いをやっているところでございます。

以上でございます。

○1番（鈴木千春君）

迅速な対応の場合、すぐに課をまたいでの内容かもしれないんですけれども、早急な対応をされたということは非常に重要なことだったというふうに感じました。

では続きまして、8月末の被災地の把握状況を伺った際、もちろん全てではないかと思うんですけれども、合計で22カ所の被災箇所を御掲示、24カ所と先ほどの答弁であったんですけれども、8月末のときには22カ所掲載があったかと思うのですが、そのうちの15カ所が残りの対応になって今回の補正であったというふうに認識しているんですけれども、こちらのほうで今回の補正で要するに24こ全てが年度内に完了するというところで理解してよろしいでしょうか、答弁をお願いします。

○建設課長（三好浩之君）

ただいま鈴木議員の御質問でございます、今回の工事で24カ所全てが完了するかということでございますが、そのとおりでございます。

○1番（鈴木千春君）

今回の補正で全て補正が可決された後に全ての内容が復旧するというところで認識しました。

今回のこの質問をさせていただいた意図というのは、災害から復旧の流れ、私が理解していない部分もあつたりとか、町民の皆様にお伝えする機会になればと思ひまして、この質問をしまして、その流れとスケジュールを確認することができましたので、本質問につきましては以上です。

次に行ってください。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の2番、ふるさと納税について、質問要旨、制度改正後の状況と今後の取組は、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

鈴木議員の質問事項2、ふるさと納税について、要旨の1に関して答弁をいたします。

本年6月から法改正により新制度が運用されております。制度改正後は地場産品基準など総務省の告示内容を遵守し、かつ、質疑が生じた際には速やかに佐賀県及び総務省に伺いながら、制度の運用を図っています。

今後の取り組みとしましては、これからふるさと納税の制度におけます繁忙期を迎えますけれども、今後も総務省の告示内容を遵守し、これまでの上峰町のファンをしっかりと確保しつつも新たな層を開拓すべく取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上、鈴木議員の質問の答弁を終わります。

○1番（鈴木千春君）

これから12月になって1年で一番寄附が多い時期になるということで、7月の改正に向けて地場産品に関する規定がなされて、その対応を遵守しまして進めていくと。以前の答弁の中でも過去のノウハウがあるということで駆使されていて、寄附状況としては去年よりも上がっているにせよ、高い水準で維持されているのかなというふうに理解してはいるんですけども、現状の寄附額について答弁いただけますでしょうか。お願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

10月末現在の状況になるかと思えます。寄附件数が9万8,837件、そして寄附額といたしましては1,516,121,788円ということになります。

以上です。

○1番（鈴木千春君）

寄附の現状の実績としましては、10月末現在で15億円という答弁だったかと思えます。年末に向けての3カ月が年間の約半分ぐらいの寄附額になる見込みなのかなというふうに想像しているんですけども、今期の見込みの寄附額というのは、そうなると30億円以上という認識でいるんですが、見込みの想定額につきましてはどれぐらいでしょうか、答弁お願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

動向予測というのは非常に難しいところは毎年度毎年度、いろいろさまざまな要因がございまして、なかなかその単年度の予想というのは非常に難しいところではあると思えます。

昨年度、抜けて寄附額を獲得しておりましたいわゆる4自治体と言われているところ、ここが今回指定を受けていないということが1つポイントにあると思えます。これまで4自治体に寄附していた方々が、どのような動向をされるかというのが1つポイントであるかなと思っております。

また、寄附者全体の動きとしましては、全体の裾野といたしまししょうか、寄附者全体のパイ、これは新規参入者を含めまして広がりを見せる傾向にあります。全体的にこれまでとがっていました4団体が、そういった形、市場から退出した状況になっておりまして、法改正の効果といたしまししょうか、そういったものもあつたんでしょう。全国的に若干平準化しつつある傾向にあるのかなというふうにも思っております。

とはいえ、まだ未集計といたしまししょうか、11月分に関しましては今、集計中ではあるんですけれども、かなり伸びとしては期待できるようなところもございます。それで、これまでも全国で上位にランキングしておりました上峰町のネームバリューは顕在というふうに考えております。ですので、上位4団体の受け皿となるべく展開していきたいというふうには考えております。

ただ、明確に額をとということでございますけれども、当初予算額で私どもは40億円を上げていますので、そこを努力目標という形でやりたいというふうには考えております。

以上でございます。

○1番（鈴木千春君）

確かに、おっしゃっていただいたとおり、当初予算の中で40億円ということが計上されていたかと思つたんですけれども、その額を目指されているということで、インターネットとかで私もふるさと納税でいろいろ見ていると、とがっていた4自治体の制度改正のタイミングで駆け込み需要があつたということで、ことしの動きというのは昨年と同様の動きになるのかということとはちょっとわからないのかなと思つて、通例だと年末に寄附が一番多くて、そこで駆け込みの寄附があるというようなことがあつたかと思うんですけれども、その制度改正時のタイミングで、年末に来るはずべきものがそのタイミングで寄附してしまったということは、全体のパイはふえているという答弁はあつたかと思うんですけれども、数的に見込みの40億円、目指すべき40億円に達するかということのをちょっと危惧しましてお伺いした次第でございますが、ノウハウがあると以前の答弁の中でおっしゃっていただいたかと思つたんですけれども、本質問をするに当たり、昨年作成されたブランディングムービーを改めて見てみたんですけれども、参照しましたところ、再生回数が100万回を超えている状況で大変好評である旨、確認することができましたと。再生数から見ても、上峰町への関心があるということが理解できました。

加えてですが、上峰町の返礼品のサイト数について、今、上峰町のホームページを見ますと、13サイトで展開されているというのを見ました。この中で町独自のサイトが新たにできたものであるというふうに思つていて、ほかの企画等を見てみると、町独自のサイトは少し企画の内容が変えていらつしやるのかなというふうに思つたんですけれども、こちらの町独自のサイトの寄附状況というか、閲覧度合いというか、ほかののに比べてお気に入りの登録とかがないので、ほかのものとはちょっと少ないのかなと思うんですけれども、11月に掲

載がスタートされてみて、こちらの独自のページのほうの寄附というのはどういようなものなのかなということを答弁お願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

独自サイトの件ですけれども、ポータルサイト、ほか12サイトを利用いたしまして、間口を広げるということで私たちも、それは新規に特にされる方、こういった方たちの間口を広げていこうというような手段で考えておったところです。

独自サイトを開設しておりますけれども、当面は併用でやっていく必要があるかなというふうに思っております。まだできたばかりですので、その認知度というのがいまいちなところはあるかもしれませんが、これから徐々にふやしていきたいというふうにも思っておりますし、そこへのアクセス件数とか、そこでどれぐらいの寄附件数がとか、そういったものに関して現在、集計中ということでございますので、今、詳細にこの場で申し上げることができないのがちょっともどかしいところではございますけれども、集計中ということで御理解いただきたいというふうに思っております。

また、独自サイトが今後、集客が多くなれば、サイト利用料などの経費が緩和されていくということにもなりますので、そうすると、実入りがふえるというふうなメリットもございます。ですので、そういったところで経済的な側面から見ると、そういった副次的な効果もあるということで、独自サイトの視野が広がっていけばいいことではないんだろうかというふうに思って、そういった形で今取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○1番（鈴木千春君）

やはりほかの自治体を参照してみましても、13つてまあないサイトの数だなというふうには私は感じたんですね。町独自のサイトにつきましても、まだ開設したばかりで閲覧数が少なく寄附が少ないという状況なのかなというふうには理解しているんですけれども、確かに手数料等の話もありまして、実入りがふえるということで私も大いに期待しているので、より一層ふえていけばいいなというふうに感じております。

次に、今後の取り組みにつきまして、ふるさとチョイス上のGCFを参照してみますと、現在実施されています飼い主のいない猫、避妊去勢手術の補助に関しまして、掲載から1カ月で目標金額の250万円を超え、現在は支援人数262人の方に御支援いただき、寄附額は3,959,500円まで御寄附いただいているのを拝見しました。また、過去にはプロジェクト7colors、グループホームづくりと障害をお持ちの方に関するプロジェクトも、福祉のプロジェクトですね、こちらのほうも実施されていたかと思えます。

さらに、ここでふるさとチョイスを参照したときに、ふるさと起業家支援プロジェクトというのがありました。こちらのほうの概要については把握をされておりますでしょうか、答弁をお願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

起業家支援プロジェクトに関してのお問い合わせかというふうに思っております。

こちら平成30年度に総務省から資料が私どものほうにも来ておりまして、その中で総務省が3つの支援策というふうに出している中の一つの内容だったかというふうに記憶しております。たしか目的は地方自治体によります地域の起業支援を促すとともに、ふるさと納税の仕組みを活用して地域の外から資金を調達することによって地域経済の好循環の拡大を図る、あるいはふるさと納税を活用する事業の内容を具体的に明示して、ふるさと納税を募集することを通じて寄附文化の醸成を図るといような目的だったかというふうに思っております。

いずれにしても、ふるさと納税という制度の中での一形態という形で、クラウドファンディング型でそういったもののふるさと納税を活用して地域課題の解決をするための、そういう事業を立ち上げる起業家に対して事業に共感する方がふるさと納税を募って、それに対して何がしかの醸成を行うというような内容だったかというふうに思っております。

以上です。

○1番（鈴木千春君）

今答弁いただきましたとおりなんですけれども、ふるさと起業家支援プロジェクトということで、総務省のほうで4月に立ち上げて自治体が地域の起業家を応援する仕組みだということで私も理解しました。その内容をいろいろ見てみますと、収穫ロボットを導入したアスパラガスの最先端経営により楽しい農業を実践したいでありますとか、あと栽培したブドウを使って秋田発の農家ワインをつくりたいであったりとか、あと廃棄される農産物を1次加工する工場をつくり、育児中の母親や障害のある人の職場をつくりたいと起業される形についていろいろ上峰町の課題を解決できる仕組みの手段として非常に有効なのではないかなというふうに私は感じました。

ここからは要望となるんですけれども、結論から言いますと、上峰町の課題解決の手段の一つとして、今後こちらのほうのふるさと起業家支援プロジェクトを活用していただくということを御検討いただけないかなというふうに思って要望します。本件、かねてからお伝えしていたことはないですし、具体的に何をというのはこの場ですぐに言及できないことは把握しているんですけれども、ぜひとも前向きに御検討いただけますことを要望いたします。

本件に関しましては、町長のお考えをお伺いいただけますでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

総務省が自治体に向けて推奨しているそうしたプロジェクトについては、しっかりと把握をしながら検討していきたいと思っております。

○1番（鈴木千春君）

検討していきたいという旨、答弁いただけたかと思えます。本件につきましては、上峰町の課題解決の一つの手段となり得ることと、あとこういうサイトに掲載されるということは

町の魅力発信というか、上峰町での取り組み、こういう起業家の方が参入されようとしていると、それを応援するような形を示す魅力の発信というか、取り組みの発信ができるのではないかなということは大いに期待しておりますので、本件につきましては何とぞ前向きに検討を進めていただければということ強く要望して、本質問を終えます。

次へ行ってください。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の3番、中心市街地活性化事業について、質問要旨、現在の進捗と今後のスケジュールについて、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

鈴木議員の質問事項3、中心市街地活性化事業について、要旨の1に関して答弁をいたします。

ほかの議員からも同様の質問がなされておりますので、同様の答弁となることをまずもって御容赦願います。

これまで競争的対話により優先契約事業候補者と経済条件やリスク分担に関し、継続して協議を行ってきました。9月定例議会中におけます体育館等の中心市街地用地への移転案を受けまして、内部でも協議を重ねてきました。

しかし、体育館等を追加設定することはこれまで優先契約事業候補者へ提示していた要求水準内容と大きな乖離となり得ますので、PFI事業におけます特定事業選定や実施方針の取り扱いに関し十分な検証が必要になってまいります。そのため、今議会に予算案として計上しておりますが、体育館等の機能を新たに追加設定するというのであれば、その事業可能性や現要求水準書で求めています各施設機能を含め、改めて評価する必要があると考えております。

今後のスケジュールにつきましては、体育館等の機能を新たに追加設定することによる評価が必要になりますので、新たに検証することになります。現段階で明確にいつということは明言できませんが、ゼロからではありませんし、これまで積み上げてきた成果を活用することで短縮化を図り、スピード感を持って事業化を図りたいというふうに考えております。

以上、鈴木議員の質問の答弁を終わります。

○1番（鈴木千春君）

本質問に関しては、2日前、きのうと同僚議員各位も質問していて、まずその質問する意図としてはみんな一緒だと思うんですけども、本件どうなっているのかということと、あと町民の方の期待をしょって代表して質問しているというふうに思っていますが、本質問を通じての今の答弁でもそうだったんですけども、私が理解したこととしましては、今回新たに体育施設を建てかえに伴って機能追加として要求水準に盛り込むことに当たり、現状を

再評価する状況にあって、また再評価に関するスケジュールについては、民間の企業がかかわる関係上、公開することが難しい状況にあるけれども、過去の経験とこれまでの成果物、ノウハウから、スピード感を持って取り組まれているということは理解しました。

しかし一方で、議員を初め、町民の方々の関心が最も高い本事業につきまして、進捗を図る、答弁いただける内容はどんなことがあるのかなということを私なりに考えてみたときに、やはり見えていない部分があるということがあるのかなと思いました。答弁できる内容としては、マイルストーンにおけるタスクについて伺うことは答弁いただけるのではないかなというふうに考えたんですけども、ここでお尋ねなんですけど、体育施設の機能追加に伴いまして再評価が完了することをゴールとした場合のマイルストーンにおいて、どのようなタスクがあるのかということをお答えいただけますでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

今議会ですとまず議案の議決をもしいただいたならば、その後に業者選定という作業になります。業者選定して、業者を決定するわけですね。その決定した後に、今度その中で工程を出していくことになります。その工程表を出した上で、どれぐらいのことをどれぐらいの内容で、それでこれまで積み上げた資料の中で活用できるものはいっぱいありますので、そういったものにどの程度手を加えるぐらいで済むのかとか、そういったところ、あるいはインスパイアして、もう少し洗練したものにできるかできないかとか、そういったものがまず必要になってくるだろうというふうに思います。

その中で、そんなした後に今度は特定事業の設定、今特定事業として設定しているものに関しまして、こちらの中に今度体育施設を加えていくわけなんですけれども、その加える作業が必要になってきます。あわせて、実施方針をこれまでつくってきたものに対してそれにまた加えるという必要も出てきます。それを加えるに当たって、手前でその評価が妥当かどうかということが出てきます。ですので、そういった設計をした上でVFMといいたいでしょうか、その差額といいたいでしょうか、PFI事業を行ったときのコスト削減がどのくらい可能かというのを見きわめなきゃいけないので、その算定に際して評価をやっていくということになります。

それをした上で、また事業の公募というのが必要になってまいりますので、そこで事業の公募をまたした上で、そこでそこからまた事業者を選定するという流れにはなってくるという形にはなっておりません。ですので、そのスケジュール感がどの程度生じるかというのは選定した事業者を含めて協議した上で、どれぐらいのスケジュール感でできるかということを検討しなきゃいけないということにはなってくると思うんです。ですので、今こちらのほうで思い込みだけでそのスケジュール感を出すというのも、なかなか実際、実務をやっていく中で、これまでやってきたものがどれぐらいの中で省略できるものがあったり、あるいはどれだけ検討しなきゃいけないものがあるかというのをまた煮詰めていく必要があると思

ます。ですので、そういったところでスケジュール感を構築していくというふうな形になります。

以上でございます。

○1番（鈴木千春君）

タスクについてお伺いしたところ、答弁の内容のとおりなんですけど、業者選定して工程の作成ですかね。それを過去の資料を用いて特定事業者の選定、実施方針があって、妥当かの判断がある。VFMで評価、事業の公募、選定という流れになる答弁だったかと理解しました。

これは見えていない部分で何をやるのかどうかちょっと不明瞭だったので、どういうことをされるのかなど。公表できないというような話もあったかと思うんですけども、やるタスクの内容というのがどういうものなのかということを確認したかったので、この内容につきましてはそういう理解をしました。

きのうの答弁の中で新しい計画と既存の計画を同時進行はできないという話もあったのは理解した上で、ちょっと1点お伺いしたいことがありまして、9月の答弁の中で社内の稟議の段階である旨答弁があったかというふうに思うんですよね。参画する事業、各種多く複数かかわると思うので、その社内の稟議があるというような話があったかと思うんですが、このたびの体育施設の機能追加に余りかかわりがないような企業さん、例えば、参画してくるテナントの商業施設の店舗であったりとか、そういった事業者さんにおきましてはそういう社内の稟議等がもう進んでいるのかなということを進捗として図ることができたらなど、なかなか答弁することは難しいんじゃないかなということ踏まえた上でお伺いするので、感触だけでもいいので、答弁いただければと思います。お願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

実際、動いているところをどうするのかという話なんだと思うんですね。動いているところについては、きのう申し上げた2本の計画が同時に進捗することというのはあり得ない話だと思いますということをお知らせしました。ですので、今動いている計画に追加をすることで動かすというふうに思っています。ですので、そういう動きが無駄にならないように省略化していきたいということなんです。ですので、あくまでも追加設定ですよと言っているのはそういうことなんです。ですので、いろいろな会社さんとかがそれぞれの企業の考え方の中でいろいろ動いてくださったり、あるいは模索というか、ここに出てこようかどうか、いろいろ考えられているところがあると思いますけれども、そういう動きにちょっと水を差すのはどうかなというのもこちらのほうは思っておりますので、だから、そういった動きそのものをなるべく無駄にしたいくないという考え方をこちらのほうは持っております。ですので、うまくつなげるような形で追加設定という形でやっていけたらというふうに考えています。

この辺の手法に関しましても、今、私ども非常にPFIの有識者と言われるような方たちにもいろいろ接触をして、そういったところの教えも請いながらやっているようなところでございますので、そういったところで私たちのほうでも、皆様方の期待に応えられるような事業構築というのを図っていきたいというふうに考えておりますので、そこはぜひよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

以上です。

○1番（鈴木千春君）

動いている部分が無駄にならないような形で進めていければというふうな答弁だったかと思ひます。また一方では、その中で進捗しているものも、私の今の答弁を聞いた認識としては進んでいるものも当然あるということを感じました。あわせて、有識者の方々、コンサルタントの方々にもいろいろ御助言、どうすることでということをお伺いしながら進めていただいているかと思ひますけれども、いかんせん、本事業におきましては高額な金額ということもありまして、あわせて議員もそうですし、町民の方々の関心が非常に高い内容であるということもあつて、どうしても質問としては続けさせていただく形になるんですけれども、ちょっと視点を変えまして、納期につきまして、これはあくまで私の経験と所感になってしまうんですけれども、プロジェクトの納期についてはどうしても当初の計画どおりにはいかず、急遽発生する事象が多々起こり得るものではないかなと思ひています。

そこで、安易に納期をずらしてしまうと、プロジェクトはいつまでたっても完了しないと思ひますので、このたびの定例会の中で答弁にありました2021年7月の納期をずらさない姿勢につきましては、私は一方では重要なことだとも感じております。感じてはいるんですけれども、その一方で、やっぱり納期を守る余りに、進めた結果、想定した計画と違うものになってしまったりとか、内容が薄く機能が満たされないものになったりということでは、これだけ大きいお金が動く事業ですので、大変問題であるとも思ひております。ですので、納期を変更する判断につきましては、くれぐれも慎重に御検討いただきたく思ひております。

言っていることとしては二律背反してしまうようなことだとは思ひますけれども、言うことと実行することでは難易度が全然違うということ、把握はしているんですが、裏を返すと、本事業の成功は議員はもちろん、町民の方々の思いであり、町外の方々に対しても魅力発信の拠点となり得ることを大いに期待しております。

また、昨日の答弁の中で、町長より情報公開という意味で定例会の時期をずらす旨、御検討いただいているかという答弁があつたかと思ひますので、今後につきましては、まずは議会に対して情報共有がなされていくように変わっていくのかなというふうにも感じております。

最後に、本事業の取り組みに対する意気込みを町長、課長、それぞれ答弁いただければというふうに思ひます。この答弁を終了後は本質問は以上ですので、次に行つていただければ

と思います。

○町長（武廣勇平君）

この事業につきましては、しっかりと進めていきたいと考えております。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

私どものほうといたしましては、皆様方の期待に沿えるようにきっちり成果を出していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

次に進みます。

質問事項の4番、農業における課題について、質問要旨の1番、意見交換会実施に向けての取組は、執行部の答弁を求めます。

○産業課長（日高泰明君）

おはようございます。鈴木議員御質問の質問事項4、農業における課題について、要旨1、意見交換会実施に向けての取組はについて答弁させていただきます。

人・農地プランの実質化の中でも地域での話し合いの場を設けるとした予定もございますが、それとは別に、農業に対する課題を広く聞く場として農業委員会が農業委員会法第38条の規定に基づき、例年12月に開催している農業者等との意見交換会につきましては今年度も12月16日に開催する予定としております。本年度は大字堤地区の担い手農家の方を対象に実施したいと計画しており、当該地区は担い手の減少や高齢化が著しく、農地を貸したいと相談を多く受ける地区でもありますので、他の地域の担い手の状況や地域特有の諸問題を把握し、どのように解決に向けて取り組んでいくか、また、新規就農者の掘り起こしや獲得についても議題にしたいと計画しております。

以上で鈴木議員の答弁を終わります。

○1番（鈴木千春君）

今の答弁を聞いていて、人・農地プランとは別に農業委員会のほうの意見交換会のほうで堤地区のほうで今回は意見交換会を実施されるという内容の答弁だったかなというふうに思ったんですけども、あんまりあれなんですけど、ちょっと私が勘違いしていたらあれなんですけど、前回の9月議会の答弁の中で、活動計画の中に今後のスケジュールという私が質問した際に活動計画の中に人・農地プランに係る業務につきましてアンケートの実施や農業者との意見交換、この中におきまして耕作地の集約化や新規就農者の促進補助制度や農地に関する情報の周知及び提供を行っていくことを計画しているところでございますという答弁があったかと思うんですけども、別の取組みとして意見交換会をされるのは大変すばらしいと思うんですけども、人・農地プランにつきましては、では年内については意見交換会ということは何の取組みの検討はないという認識でしょうか、答弁をお願いします。

○産業課長（日高泰明君）

鈴木議員御質問のところの人・農地プランにおける意見交換会、地域の話し合いの場でございますが、人・農地プランの中での地域での話し合いの場としましてはアンケートの実施を行った後というふうなところで考えておりますので、鈴木議員御質問の意見交換会というふうなところの単語で申しますと、農業者等との意見交換会というふうなところで答弁を差し上げたところでございます。

以上でございます。

○1番（鈴木千春君）

ちょっと私も、内容で意見交換会ということだったので、人・農地プランとちょっと違うというような形だったかなと思うんですが、ここで農林水産省のほうのサイトでありました人・農地プランの具体的な進め方というものの中に、大きく1、2、3、4という4つの工程があって、人・農地プランの実質化の要件でアンケートの実施と現状の把握で、中央経営体への農地の集約化に関する将来方針の作成ということがあったかと思っていて、アンケートの後に意見交換会ということがあったんですけれども、この内容としましては対象地区のアンケートの実施、対象地区の相当部分、少なくとも過半数についておおむね5年から10年の農地利用に関するアンケート調査が行われていること。あと、現状把握ということで対象地区においてアンケート調査や話し合いを通じて農業者の年齢階層別の就農や後継者の確保の状況が地図により把握されていることということで、アンケートの話と意見交換会というような話が出ていたので、この農地プランに沿っている内容なのかなというふうに私が解釈して、意見交換会という通告を出して、このたびの質問をさせていただいているんですけれども、それとはまた別ということでしょうか、答弁をお願いします。

○産業課長（日高泰明君）

鈴木議員御質問のところの意見交換会の、私答弁申し上げました農業委員会法第38条に基づく農業者等との意見交換会につきましては、農業委員会のほうで実施するところで、要旨的なところは地域に出まして地域の実情を聞くというふうなところで、議員お考えのところに沿うところの、この質問の内容の意見交換会の実施に向けての取り組みはというふうなところで答弁を差し上げたところで、人・農地プランというふうなところでは、答弁の前段に申しましたけれども、違うところでございます。

以上でございます。

○1番（鈴木千春君）

通告に出した意見交換会とこの内容が異なっているということで、農業委員会のほうの意見交換会という話だったかと思えます。それを認識した上で伺いたいなと思うんですけれども、年に1回今まで行われていた意見交換会が、ことしは地区ごとに分けてというような話が以前の答弁の中であったかと思うんですけれども、こちらのほうも農業委員会での意

見交換会というふうに認識しているんですが、本件につきましてはどうでしょうか、御答弁をお願いいたします。

○産業課長（日高泰明君）

鈴木議員御質問の地区での実施について、地区ごとに分けてというふうなところでお答えいたしますと、意見交換会につきましては、答弁しましたとおり例年12月に一度、上峰町内の、今回は大字堤地区に絞って実施するところですが、これは地域ごとに行うところではございませんで、先ほど鈴木議員も農林水産省のホームページとかで人・農地プランの実質化についてお調べなさっているところのアンケートを実施した後の地域での話し合いの場、意見交換会の場につきましては、そのアンケート対象の地区ごとに行うところがございます。

以上でございます。

○1番（鈴木千春君）

結論としては、要は違うということで認識しました。

では、意見交換会でこれまでどのようなことが話し合いの意見交換の中で上がってきているのかなという、本年3月の議会のときにいろいろ——3月だったか、6月だったかちょっとわからないんですが、意見交換会の中で農家の方の課題の抽出をされているというような答弁があったかと思うんですけれども、いま一度改めて、意見交換会での議論の内容を御答弁いただければと思います。お願いします。

○産業課長（日高泰明君）

鈴木議員御質問の農業委員会との意見交換会の場の議題といたしましては、担い手の現状と育成、確保について、また農地の集積、集約化について、また遊休農地でありますとか有害鳥獣の被害状況、また、その他私答弁申しましたとおり新規就農者の掘り起こしやその獲得についても議題にしたいというふうなところで計画しているところがございます。

以上でございます。

○1番（鈴木千春君）

今、課長より答弁いただきました内容で、議題として有害鳥獣の件であったりとか農地の集約化という話があったかと思います。その中に新規就農者の担い手に関する取り組みも入っていた、過去にそういうこともあって考慮いただいているというような形なのかなということを理解したんですけれども、そういった課題に対して、その課題を踏まえた上で今回行われる意見交換会での取り組みの内容としては、ただ意見交換会でその場で意見を聞くだけなのかなとか、それとも何かこういう提案があるかというように形で取り組まれていることがあるのかなということを答弁いただければと思います。なければならぬ結構です。

○産業課長（日高泰明君）

鈴木議員御質問の意見交換会についてのその後、こういったところの状況を把握して何か対策とか、そういうふうなところの観点で申し上げますと、前年もですけれども、こういっ

た現状を知るような意見交換会の場を設けさせていただきまして、地域の農業者の方たちと意見交換会をするわけですけれども、私どもの状況把握というふうなところでとどまるどころではなく、次のところにつなげるというふうなところで、前回のところは人・農地プランにまた含まれますが、アンケートの実施で地域のおのおのの末端の方に、農業者の方についての情報集約をしたいなというふうなところになりまして、年1回この意見交換会を行うというふうなところの規定でございますので、今回は前回とは違いまして、農業委員会でも懸念されます大字堤、北部の地区の農業の状況について集中的に聞きたいというふうなところで開催を予定しているところでございます。

以上でございます。

○1番（鈴木千春君）

今の答弁から理解したこととしましては前年同様ということで、意見交換会の場ですので、情報の把握ということだったのかなというふうに認識してはいる反面、私、農業に関する新規就農者にかかわることって3月、6月、9月、12月と毎回質問させていただいていて、以前の農業委員会の活動報告の中を見ても、ここ数年新規就農者に対するアプローチが少ないのか、問い合わせも1件しかなかったということで獲得できていないのかなということが1つの課題なのかなというふうに感じておりましたので、ぜひとも新規就農者獲得に向けての取り組み、この内容につきましては2番の項になりますので、ちょっと避けまされども、ここでお話しありましたアンケートの実施という答弁があったかと思うんですが、このアンケートの実施というのは人・農地プランのアンケートでしょうか、意見交換会でのアンケートでしょうか、答弁をお願いします。

○産業課長（日高泰明君）

鈴木議員御質問のアンケートの関係につきましては、人・農地プランの中におきますアンケートというふうなところでお願いいたします。

以上でございます。

○1番（鈴木千春君）

アンケートのこの内容は今回の意見交換会の内容から関連はあると思うんですが、ちょっと内容がそれてしまう部分がありますので、別な機会での質問をさせていただこうかなと思っているんですけれども、声を大きくしてお伝えしたいことは、上峰の基幹産業であります農家の方々の新規就農者の獲得ということはやはり重要ではないかなということで、私も何かできることはないかなと日々いろいろニュースの記事を読んだりとかいろいろしている状況でございますので、ぜひともこういった新規就農者獲得に向けての課題について、ここ数年結果が伴っていないというように私の目に映っている部分がありますので、来期の予定を組む際には考慮していただければと思います。

本件につきましては、質問は以上です。次の項に行ってください。

以上です。

○議長（中山五雄君）

次に進みます。

質問要旨の2番、課題解決に向けて、来年のスケジュールと実施に向けての検討は、執行部の答弁を求めます。

○産業課長（日高泰明君）

鈴木議員御質問の質問事項4、農業における課題について、要旨2、課題解決に向けて、来年のスケジュールと実施に向けての検討はについて答弁させていただきます。

農業における課題解決に向けては、人・農地プランの実質化の中で地域の話し合いの場を大字の地区ごとに計画し、今後の担い手や農地の利用集積、集約化といった課題の状況を把握して、このプランに将来の地域の農業のあり方などの方針を定めていくとした取り組みを考えております。実施の流れについては、本年の年末から来年にかけて農地利用等に関するアンケート調査を実施し、農業者の年齢階層別の就農や後継者の確保の状況が把握できる地図を作成して、この地図化による状況把握をもとに地域の話し合いを各地区で行うスケジュールでございますので、まずはアンケート調査を地区ごとに実施する計画でございます。

以上でございます。

○1番（鈴木千春君）

今答弁の中にありました今後のスケジュールという中で、人・農地プランの実質化ということでアンケートを実施し、各地区ごとに実施されるという旨の答弁だったかと思えます。

ここで改めて農林水産省の人・農地プランの具体的な進め方についてという資料を参照しての質問をさせていただきたいと思っているんですけども、人・農地プランの具体的な進め方1、人・農地プランの実質化の要件で、1がアンケートの実施、2が現状把握、3が中心経営体への農地の集約化に関する将来方針の作成というこの3つがあるかと思っていて、今、先ほど答弁いただいたことというのはアンケートの実施ということだと思っていて、今後のスケジュールとしては現状の把握、中心経営体の農地の集約化というようなストーリーというか、スケジュールで進められていくのかなという認識なんですけど、そのスケジュールについてはそういう考え方でよろしいでしょうか、答弁をお願いします。

○産業課長（日高泰明君）

議員御質問の内容のスケジュールというふうなところで、私も認識しているところでございまして、まずアンケートを実施して、地図を作成し、その地図をもとに話し合いを行って、その取りまとめを行うというふうなところの議員御質問の流れでございます。

以上でございます。

○1番（鈴木千春君）

人・農地プランの進め方については、このとおりに進められていくというようなことで理

解しました。

人・農地プランに関しては新規就農者の獲得というような形で位置づけが進められているのかなというふうに理解はしているんですけども、冒頭申し上げましたとおり、私は農業における課題というのは新規就農者の獲得及び現在営農されている農家の方々の所得向上であるのかなというふうに仮説ですが、考えております。

新規就農者につきましては、人・農地プランを進めていくことで図っていくのかなというふうに理解したんですけども、現在営農されております農家の方々の所得向上について何か考えられていることはございますでしょうか、答弁をお願いします。

○産業課長（日高泰明君）

鈴木議員御質問の既存の農家の方への所得向上につきましては、人・農地プランのアンケートの中で、アンケートの内容としましては今後10年後、あなたは農業をされているでしょうかというふうな内容とか、あと後継者がございますか、そういうふうなところの内容もございまして、そういったところで農地の集積でありますところで既存の農家の所得向上に向けてはそういった既存の農家の方に農地を集積するというふうなところでの向上を考えておるところで、鈴木議員御質問の趣旨にもありますように、新規就農者の獲得につきましても、上峰町のほうで新規飛び込みの方というのはもちろんハードルも高く、相談等も件数的なところ、よその市町もですが、少ないところでもございます。また、自分の家庭内で、農家内での後継者というふうなところの状況把握というのは細部までできておりませんので、そういった方、農業を継がれている方、そういったところにも把握できればなど、そういうふうなところで新規、全く新しい方ではございませんが、後継者として農業を担っていかれる方、また法人等の進出も視野に入れて、法人等に就職して農業されるというふうなところのほうはハードル的なところはちょっと低いかないというふうなところも考えられますので、そういった農業法人なりの町内への進出についても、こういったところアンケートを実施しまして、担い手の方が10年先ちょっと自分のところでは考えられないというふうな方につきましてはマッチングというふうなところも農業委員会のほうでる検討して行っていきたいというふうなところで考えておるところでございます。

以上でございます。

○1番（鈴木千春君）

済みません。私の認識が間違っている部分もありまして、失礼いたしました。人・農地プランのアンケートを通じて新規就農者並びに既存の農家の方々の所得向上を目指すというふうな形の中で、今後の想定として法人化していったりとか、人・農地プランというのの3番目のまさに中心経営体への農地の集約化に関する将来方針の決定で、中心経営体へ農地を集約化することで進めていかれる、そういう計画なのかなということは理解しました。

ちょっと質問の内容が前後してしまって大変恐縮ではあるんですけども、人・農地プラ

ンで実施されるアンケートの内容についてお伺いしてもよろしいでしょうか。答弁をお願いします。

○産業課長（日高泰明君）

鈴木議員御質問の人・農地プランのアンケートの案になりますが、考えておるところでは、まず、あなたの御家庭は農業を10年後に続けていらっしゃると思いますかというふうなところの内容がアンケートにあります。また、アンケートの中ではそういった回答にございまして、離農した場合、農地はどのようにしますかというふうなところのアンケート内容、また、これを続けるとしましたところでは、どなたが続けていらっしゃる予定でしょうかというふうなところと、また続けていらっしゃるところにつきましては、経営規模は現状と比べてどのようにしていきたいですかというふうなところの内容、また、拡大したり、または引き受けをお願いしたいというふうなところの農地につきましては、農地の所在と耕作の内容、そういったところの内容を把握するところ、また、私どもも行政だけではなく農家の皆様と一緒に知恵を出し合っこの農業の課題解決に向けては連携して取り組んでいきたいと思っておりますので、アンケートの中にも、これからあなたの集落地域の農業を持続可能なものにするためにどのようにしたらよいと思われませんかというふうな項目も入れてアンケートを実施したいというふうなところの案を固めているところでございます。

以上でございます。

○1番（鈴木千春君）

今答弁いただいた内容の中で、10年後続けているか、承継の話であったりとか、規模とか、作物の内容とか、そういう内容をアンケートで問われているというふうに理解しました。

ちょっと要望なんですけれども、ここで例えば、今ふるさと納税、すごい上峰町盛んで、1個前の質問の中でも一応要望させていただいたかと思うんですが、やっぱり地場産品が返礼品の内容として言われているということを考えますと、既存の農家の方々とふるさと納税に興味ございますかとかということ質問に入れていただくことというのはできませんでしょうか。ぜひ答弁をお願いいただければと思います。

○産業課長（日高泰明君）

鈴木議員御質問の、人・農地プランのアンケートの中に地場産品といたしましたところの農業の6次化になりますけれども、そういったところの内容を入れられないかというふうなところでございますけれども、アンケートの内容につきましてはどれを入れたらいけないというふうなところの規制はございませんので、そういうふうなところはもちろん考えられるところでございますが、内容的なところで地場産品の活用としまして、この農家の方たちにアンケートし、集約をする、もちろん農業委員会、これは行政も含めて取りかかっていく課題でありますので、そういったところをる検討するような材料にはなってくるかと思えます。

以上でございます。

○1番（鈴木千春君）

御検討いただけるという前向きな答弁だったかと思えます。ふるさと納税につきましては、上峰町はほかの自治体よりもアドバンテージがあつて、13個のサイトがあるという中で町独自のサイトもあるということで、やっぱり販路の一つにふるさと納税というのはぜひとも入れていただきたいかなということ強く要望したいというふうに思っております。

ちょっとほかのいろいろ質問をさせていただいたんですけれども、農業の課題を解決するために他の自治体ではどういう取り組みがなされているのかということ私なりに調べてみたときに、47都道府県の就農支援のまとめというサイトがあつたので、こちらのほうの内容を拝見してみますと、多いのが就業ナビであつたりとか、マンツーマンサポート事業とか、農業体験バスツアーとかというのあつたりしますね。あと農業アカデミーとか、農業未来塾、明日の担い手育成塾とか、そういうセミナーというか、イベントを実施されていると。また、セミナーに実施されている中でその費用を県が補助しているというものが多くある印象でございます。都道府県での取り組みの内容であるんですけれども、新規就農者と既に営農されている方向けのセミナーや農業体験が多く実施されているということがこの資料から見えてとれました。

この支援策につきましては、現在実施されておりますものなので、こういったものを取り組みがあるということをしかるべき場所だったり、時に発信していただくことも課題解決の一つにつながるんじゃないかなということで私も感じていて、要望したいと思います。後ほどこの資料はお渡しさせていただこうと思うんですけれども、ぜひ産業課のほうでも御検討いただいて、もし必要とか活用できそうなものがあれば検討いただき、進めていただければと思っております。

加えて、人・農地プランの中でも話があつたと思うんですけれども、現在営農されております農家の方々の所得向上としましては、以前にも要望しておりましたとおり、ふるさと納税への出品であつたりとか、同僚議員もおっしゃっていたかと思うんですけれども、地産地消に関する販路の拡大というのが一つの手段なのかなということで、そちらを拡大できる方法についてもあわせて検討していただけたら、情報の発信をしていただければと思えます。

最後に、農家の方々に対する課題解決に向けて取り組まれていくことについての意気込みを答弁いただけますでしょうか。

○産業課長（日高泰明君）

鈴木議員御質問の課題解決に向けての取り組みについてですが、人・農地プランの実質化につきましては、国からの流れでもございます。そういったところもありますが、私どももこの10年後の農業につきましては危惧するところがございますので、こういった取り組みを国から示されている内容のところを勘案しまして、それに沿ったところ、また町独自で取り

組めるところの内容につきましてはそれを付加しましたところで粛々と実施して、このプランを立ち上げたいというふうなところで考えておるところでございます。

以上でございます。

○1番（鈴木千春君）

ぜひとも人・農地プランの中でも課題解決に向けて取り組んでいただければというふうに思うんですけども、販路拡大についても検討いただければということをお願いいたします。私自身も農家の方とかかわる機会も多々ありまして、私自身も何かできることはないかなというふうに考えて思っているところでございますので、そこら辺につきましては情報等、何か共有できる部分があったら発信していただいてお伝えしていただいて上峰農業の課題解決に向けて私も取り組んでいきたいと思っておりますので、引き続きの御努力をよろしくお願いいたします。以上で私の質問を終わります。

以上です。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、11時15分まで休憩いたします。休憩。——済みません、取り消します。休憩は11時までです。

午前10時49分 休憩

午前11時 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

2番大川徹也君よりお願いします。2番、大川徹也君。

○2番（大川徹也君）

皆さんこんにちは。2番大川徹也です。ただいま議長より登壇の許可を得ましたので、通告順に従い、質問します。

質問事項は、大きく4つです。

まず、質問事項1、自然災害における防災体制について。

質問要旨で1、本年7月と8月に起きた台風と大雨に伴う災害に対して町の防災体制（出動者や指揮管理体制等）及び支援はどうだったか。

まず、今回の定例議会前の一般質問通告書を提出する際に資料開示請求していた2件の資料のうち、本年7月21日日曜日及び8月5日月曜日の台風、大雨警報に伴う出動者一覧表の

開示が拒否されましたが、その理由をお示しください。

近年、全国的に毎年のように台風に伴う大雨災害が起こっており、上峰町も例外ではありません。本年7月21日と8月5日に起きた台風と大雨による非常事態に対して、当町はどのような防災体制をとり、その間どのような支援が行われたのでしょうか、具体的にお示しください。また、当町の被害状況の実態及びそれに対して実施した救援施策に、支援についても伺います。

②近年、毎年のように起こる台風・大雨災害に対して概ね決まった地区が被害が被っています。これらの被害の予防等についての今後の町の対策についてです。

御周知のとおり、町内中心部から南部にかけて、この広域にわたって、冠水等で交通遮断、農作物被害などがあっています。場所によっては、床下浸水に近い状況もありました。

7月、大雨水害当日、7月21日、大雨水害当日、大字江迎地区で一面海のような状況の中、御高齢の女性が雨具をかぶって自宅脇の用水路と橋の間にせきとめられた水草をかき集めておられました。危ないから家に戻るよう伝えても、「この水草ばどけんば用水路の水が流れんけん、あふれよる。」と言って聞かれませんでした。

水害がある地域は、毎回おおむね決まっているようです。土地の高低、河川や用水路の流れている位置、排水施設の構造や排水能力など、地形的、また、配水設備等の問題によるところが大きいかと思われまます。

しかし、そこで生活や農業等、産業をしている方々にとっては、生命、財産にかかわる、深刻で憂慮する問題です。仕方がないで片づけてはいけない問題だとも思います。河川等に増水した分をさらに大きい河川に排水するなど、排水一つとっても、解決には近隣自治体や県、国との協議等、調整が必要な難しい問題であると伺っています。これら水害対策に当たって、前日の同僚議員の一般質問の中で執行部の考えを伺いましたが、国が行う大規模河川改修の方針等、結果を待つことも必要でしょうし、逆に、待たないと、町が策するところは何もないのでしょうか。ソフト面も含めて、町がすぐにでもとりかかれるようなことはないのでしょうか。

時はあっという間に過ぎ、来年の台風、大雨シーズンがすぐにやってきます。被害を予防したり、最小化する取り組みは必須です。現在、考えになっていることを、具体的にお示しください。

質問要旨、質問事項2、農地・水・環境保全事業（現：多面的機能支払交付金事業）に関する町民への告訴について。

①2017年12月に大字堤地区の役員を農地水環境保全事業に関して不正を行ったことを報道で知りました。そして町長が、2018年（平成30年1月9日）に鳥栖警察署に交付金詐欺で告訴してから2年近くたちましたが、告訴事件は現在どのようなになっているか、お聞かせください。

また、執行部はこの件で、佐賀県への交付金返還金として平成30年4月6日に4,386千円は返還済みと答弁されており、さらに12,623千円、本年度の当初予算で計上をされていましたが、支出はいつごろされますか。

平成30年9月10日の一般質問の中で、町長は、返還を請求する民事訴訟も検討している。そのタイミングについて、適宜、適切に判断していきたいと議事録に載っていますが、そのタイミングとはどのようなことでしょうか。佐賀県への返還完了後、直ちにとということでしょうか。

最後に、この問題でマスコミに大々的に報道され、町長からは、刑事告訴と民事訴訟発言で罪人扱いされた町民の方々にとりましては、今でも重篤な精神的苦痛の中で日々を過ごしておられます。私も大変心配しております。この件は、看過できない重大な人権、健康問題もはらんでいますので、遅延はできないと思われまます。町長から明確な即答をお願いします。

質問事項3、不登校及びその傾向にある児童の学習等支援について。

①不登校及びその傾向にある児童の学習や社会性を育む支援の現状とそれを行うための児童側の諸条件（診断名の必須等）の緩和について。

当町の小学校では、通常学級のほかに、そこに通えない、または通にくい児童のために、同校舎内の他教室にまなびの教室及び特別支援学級が設置されています。それらの学級の具体的な役割及び利用条件を教えてください。

また、当町にはないが、他市町には適応指導教室があると伺っています。これは、前述のまなびの教室及び特別支援学級に属さない不登校児童が通うものと伺っていますが、この適応指導教室の内容を具体的に御教授ください。そして、その適応指導教室は、佐賀県内では、当町ともう一つの町だけが設置されておらず、他の全ての市町に設置されていると伺っています。先日の一般質問の中で、教育長が、来年度には適応指導教室を運営する方針を示されました。それを必要とする児童とその家族にとって切望されていたものと思っておりますが、それが現在まで当町に設置されなかった理由をお示しください。その教室がなかったため、児童が行くところがなく、引っ越しされた家族もあったと伺っています。

今回の適応指導教室が、具体的に来年度のいつから運営開始される計画であるのか、お示しください。また、設置するに至った経緯をお示しください。

質問事項4、ふるさと納税事業に関して、①商品の種類やその管理状況及び商品開発等取組状況。また寄付件数また寄付金現況等について。

総務省は、ことし6月のふるさと納税制度変更にあたり、返礼品は寄附額の3割以下の地場産品に限るなどとした通知への違反度合いを調査し、当町を含む43市町村は通知への違反があった上で、2億円超50億円以下の寄附を集めたとして、制度を利用できる期間を9月末までに限定していました。

今回、同省は、この仮免許とでもいふべき期間の中で、寄附や返礼品の状況などを確認し、

指導基準を満たしたと判断され、当町もこの新制度、認可制を利用できるようになりました。

このふるさと納税新制度は、寄附額3割以下の地場産品、送料や事務委託料を含め、寄附額50%以内という厳格なルール化がされており、国民の皆様へ当町への寄附をお誘いするためには、返礼品の魅力増大やその生産、流通の効率化による価格の設定が求められています。

同時に、返礼品に当てる商品に、当町の住民や法人へのかかわりを持たせる工夫と努力もお願いしたいと思います。それは、農商工業を営む法人、個人の収益も上がり、また、当町にも住民税という形で納税という恩恵もあるからです。これに関しては同様のことを本年9月定例議会や本議会で同僚議員も提案を要望されています。

また、寄附集め自体に主眼を置き、ただお得な返礼品のラインナップに注力するだけでなく、お得感の対照にあるようなもう一本の柱として、CGFを活用するなどした、当町が本気で取り組むシンボリックな事業を計画されんことを希望します。このことによって、当町が認識されるようなものです。また、町民が誇りに思えるようなものです。グループホームのCGFが不調に終わったことは先日の一般質問の答弁の中からお伺いしましたが、この事業に限らず、元来のふるさと納税制度の趣旨も忘れずに挑戦してほしいと願います。

さて、改善された当町の地場産品を受注数の多いものから5つお示してください。その地場産品はどこで生産加工し、どこで管理しているのか。法人等住民税は当町に入っているのかをお示してください。また、新たな地場産品の開発にはどのような取り組みがされているのでしょうか、具体的にお示してください。

寄附件数や寄附金額については、今議会開会日の町長の行政報告にありましたが、改めてお伺いします。また、この寄附金額のうち、実質何%が当町に残りますか。

最後に、本年9月の第3回定例議会でふるさと納税委託事業者の手数料の例示について匿名で挙げていた自治体の件で、町長より挙証責任があるのでは、で、示さないと質問には回答できないと言われておりましたので、お示しします。小城市です。平成30年度についての手数料の例示でした。

以上、質問事項と質問要旨を終わります。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項の1番、自然災害における防災体制について、質問要旨の1番、本年7月と8月に起きた台風と大雨に伴う災害に対して町の防災体制（出勤者や指揮管理体制等）及び支援はどうだったか、執行部の答弁を求めます。

○総務課副課長（宗雲英則君）

皆様おはようございます。私のほうからは、大川議員の質問事項1、自然災害における防災体制についての質問要旨1について御答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、資料請求に対し、資料提出を拒否されたということでございますが、出勤者の一覧表といたしましては、公文として作成しておりませんので、資料としての提出をできません

でした。

指揮管理体制等につきましては、上峰町地域防災計画の中のその該当するであろう場所を抜粋いたしまして、資料として提出はさせていただいているところであります。

それでは、本題入っていきます。

昨年、7月豪雨の対応について、メディアより、避難勧告発令がおくれたことについて、判断基準の甘さ、マニュアルの活用ができていない等を厳しく指摘されました。また、昨年7月の豪雨を踏まえ、本年3月に避難勧告等に関するガイドライン改定版が公表されました。主な変更点といたしましては、災害のおそれの高まりに応じて、住民等がとるべき行動を5段階の警戒レベルにより提供し、住民等の避難行動等を支援する避難勧告等を発令する際には、それに対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき行動がわかるように伝達する。さまざまな防災気象情報を警戒レベルとの関係が明確になるよう5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を支援する等でございます。

このたびの災害に対しましては、メディアからの指摘、改正されたガイドライン及びマニュアルに沿いまして、防災体制及び支援等、適切に対応できたかと理解をしているところでございます。

今後は、地域防災計画の見直しと消防、自衛隊の職から防災分野につきまして職員を配置する予定でございます。

以上、大川議員の質問の答弁を終わります。

○2番（大川徹也君）

まず、7月21日及び8月に起きた災害に対しての町の防災体制に伴う出勤者の名簿は公文書ではないとして作成していないということの答弁でした。

これは、職員は出勤扱いにならないのでしょうか。つまり、賃金は発生しませんか。

○総務課副課長（宗雲英則君）

ただいまの議員からの御質問でございますが、出勤した職員につきましては、特別手当というような感じで賃金は発生しております。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

これは公務ですよ。公務として出勤しているならば、これは出勤記録が、出勤記録が公文書として——公文書というか、公のものとして存在しないと手当も払えないと思いますし、まず、責任の所在が不明確になると思いますが、どうしてこれは出勤者の名簿を公文として作成していないのでしょうか。

○副町長（森 悟君）

ただいまの大川議員の御質問でございます。

先ほど、総務課副課長から御説明したとおりでございましてから、こういった、まずは前もって議員のほうから要求されておりました2つの項目としての1つが一覧と、出勤、出勤者や指揮管理体制等の一覧という意味かと思いますが、そのような御質問、前もっての御質問の資料はなかった、公文としての資料はなかったというのが先ほどからの副課長の答弁でございまして。

それから、もう一つの防災体制につきましては、抜粋をお手元に配置させていただいておりでございまして、要旨における7月、8月の台風並びに大雨についての御答弁を先ほどいたしましたので、そのような中で、対応については今後も、今回も適切にガイドライン、マニュアルに沿って対応いたしましたという答弁でございました。ましてや今後も、先ほど申しましたように、もっと人員の配置を強化してから、今後このような台風や、それから豪雨に対する備えを強靱なものにしていきたいという答弁でございました。

以上でございまして。

○2番（大川徹也君）

副町長の、出勤者の一覧表について、また、指揮管理系統の公表について、出勤公表について、私が質問通告書を出す際の資料請求内容では、公文として存在しなかったという発言だったかと思っておりますけど、ちょっと正直理解に苦しんでいます。

しかし、それが出せない、また出さないというのであれば、ここでは特に資料は改めては求めません。ただし、口頭でお伺いしたいと思います。

私たちは、行政側と議会側とそれぞれの役割があり、この町民の生命、財産を守るために行政活動が適切に行われているか、監視、チェックする役割をいただいています。このような機能、また権力のバランスというものがあって初めて正しい道を真っすぐ行けるんじゃないかとも思っています。

さて、資料請求いただいておりました上峰町地域防災計画の中で、町の活動体制として大きく対策室をつくる時に3つの被害状況、また被害予報、予想状況に応じて3つの連絡室が、または本部がつくられると記してあります。

1、災害情報連絡室、2、災害警戒本部、3、災害対策本部、これは今申し上げた順に被害の度合いが大きかったり、大きいものと予測されたものに対してつくるものです。

今回の7月21日と8月5日に起きた際の活動体制として、上峰町はどの本部、または連絡室をつくられていたのでしょうか。

○総務課副課長（宗雲英則君）

まず、先ほど出勤者に対する賃金が発生していないのかということにお金が発生しておりますと申しましたが、こちらにつきましては、副課長以上の職員が避難所に待機をしております。その際に特別手当という形で支給しているものでありまして、一般職の職員が出勤した際にはそのようなものを支給はしておりませんので、出勤者全員というのもちょっと網羅

はできていない状況でございますので、説明不足で申しわけありませんでした。

災害当時の防災体制ということでございますが、災害対策基本地域防災計画は災害警戒本部となっております。私どもの運用といたしましては、警戒レベル4の避難勧告と避難指示におきましては、避難勧告レベルにおいて総務課長以下、本部員が出動し、避難指示レベルにおいて副本部長以上が出動というような対応をしていたことで理解し、対応をしておりました。ですので、7月、8月の災害につきましては避難勧告レベルでしたので、マニュアルどおりの対応をいたしましたところでございます。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

まず、総務課副課長のほうより、副課長以上に手当てが出て、他の一般職員は出ていませんということですが、手当てにしる、そのほかの報酬にしるそうですが、出動した職員は、このようなときには災害を被る可能性もあります。いわゆる公務災害に当たる場合もありますので、それは関係なく、誰が出動したというのは把握しておくのが当然だろうと思います。

そして、次に、災害警戒本部という形で本年7月と8月の際の対策室は、この災害警戒本部ということによかったでしょうか。

○副町長（森 悟君）

ただいまからの御質問について答弁させていただきます。

まず2点ございまして、1点は、総務副課長のほうからも申しましたように、事前に開示要求されておりました件につきましては、存在する公文がないということは事実でございます。したがって、それについての2つのうちの1つの開示についてはここでできませんでした。それは繰り返して申し上げているとおりでございます。

そこで、先ほどから職員の管理についての的確な把握という御質問でございますが、それは当然そのとおりでございます。それはどこの役所、役場でも行っているとおりでございますので、それについてはきっちり整理しているところでございます。

それから、次の御質問でございますけれども、この中にございます、今、連絡室、本部等のお話かと思えますけれども、これは先ほどから国のガイドラインが整備されてから、これは昨年度から大きな豪雨が発生していることから、まず各地方自治体においても同様の考え方をという周知でございましてから、それは実態に応じて、そして被害に応じて、地域の被害に応じて各地域で判断するというものでございますので、一定のマニュアル、手引きでございまして、都度的にはその自治体で判断するものでございます。

今回、7月、8月の台風及び豪雨につきましては、副課長申したとおりで、私どものほうとしては避難勧告レベルということでございます。したがって、住民の方にも、気象庁と国からの情報の提供に基づきまして、より速やかに住民の方が避難所に移動できるような方向で事前のアナウンスを差し上げているとおりでございますので、それにつきましては、私

どもとしてはマニュアルどおりの対応をいたしたということで理解をしております。

当町におきましては、災害が甚大なものとして認めるところまでは至らなかったところが幸いではございますが、いつ起きるかもわからないということで、先ほど来から申しましたような人員の強靱を今後図って、そして今後の対応に一定させていただきたいと先ほど答弁いたしましたとおりでございます。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

私も何度も申しますけれども、出動した職員、町長を初めとする職員の把握がなされていないというのは理解ができません。何度説明されてもそれは理解ができませんことをここで申し上げておきます。

続きまして、この災害警戒本部についてですけれども、構成及び配備要員として、災害警戒本部長は、町長をもって充てる。また、町長が不在のときは、副町長が代理する。また、副町長不在のときは、総務課長が代理する。災害警戒本部の要員は、各課の中からあらかじめ定める者をもって構成するとあります。今回の災害警戒本部長はどなたが当たられましたか。

○総務課副課長（宗雲英則君）

今回の災害本部長でございますが、先ほど申しましたが、避難勧告レベルでしたので、総務課長のほうが本部長となるということでございます。

以上でございます。

○副町長（森 悟君）

副課長のほうも今答弁差し上げましたように、私どものほうとしてはマニュアルに沿った対応をいたしているというふうに理解しておりますし、実は国のほうのガイドライン、マニュアル等につきましても、新たな展開がここ、昨年からことしにおきまして生じております。したがって、私のほうもこの防災計画のほうを早急に見直す方向で進んでおりますし、今もそのような対応をいたしているところでございます。甚大な被害を未然に防ぐためにも、絶対にこういったものは必要でございますし、先ほど申し上げましたような対応、体制もその一つでございます。

最終的には、その甚大な被害が起きる災害対策本部というのは、それこそ先ほども何度も申し上げておりましたように、町内におきまして甚大な被害が発生し、または発生するおそれがあるということで、このときは町長がみずから陣頭指揮をとって事に当たる。そして、報道体制と、そして自衛隊の要請と、そういったものを行う、これが最大の、上位の本部でございまして、こういったものは起きてはいけませんけれども、そういったときは陣頭指揮をとる、これは絶対でございます。

その下位のレベルでございますので、私どもはそこは総務課長を筆頭に対応をしたという

のが先ほどの実態としての対応につきましては、総務副課長が申し上げたとおりでございますから、私どもとしては国のガイドラインに沿ったような形で、今後も防災体制の見直しを図るし、そして今後も災害予防に努めていきたいと考えているところでございます。

先ほど来、前段の私どもの対応につきましてのお話を差し上げましたとおり、この件につきましては、まさに私どもとしては町内におきましては避難勧告というレベルでございましたので、そこは総務課、そしてそのサポートとして建設課のほうも早急に対応してくれましたから、バリケードの設置とか、先ほどの浸水箇所もお話ございましたけれども、そのようなものを町内外の方が間違っ入らないような施策というのはいち早くしたところでございます。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

今回の7月、8月の台風、大雨災害に対して、当町は災害警戒本部を設置したとただいま総務副課長よりお伺いしました。その中で構成要員、構成及び配備要員として、災害警戒本部長は町長をもって充てる。町長不在のときは副町長が代理する。副町長不在のときは総務課長が代理する。今回は総務課長が代理されたということですが、副町長不在、町長不在の理由をお示してください。

○総務課副課長（宗雲英則君）

濟みません、先ほどの私の答弁の中でございますが、本部長を総務課長と申しましたが、避難勧告レベルでの判断で、出動があくまで総務課長以上ということをちょっと勘違いいたしまして、本部長というふうに言ってしまいました。申しわけございませんでした。

○町長（武廣勇平君）

さっきから何かもう答弁が行ったり来たりしているようでありますので、ちょっと整理して申し上げます。

まず、職員の出動については、公文書、資料請求については現在ある資料のみを提出することになっておりますので、質問に備えて資料を新たにつくることはもうしません、いたしませんという中で、今現存する資料の中では、災害時に出動した全ての原課職員、特別職も含めての資料は用意できないと、なかったと、不存在ということで提出していないという判断になったわけでありますので、災害時に職員の把握ができていないと、出動した職員の把握ができていないということではございません。それはもうここでしっかり私が申し上げたいと思います。

また、昨年7月に、7月だったと記憶しておりますけれども、災害のルール、避難勧告と避難警報レベルの見直しがなされました。住民にとって非常に分かりにくい、気象庁が発令するレベルと自治体が発動する警戒情報等の混同が多くあったということでございます。それによりますと、本町で該当する災害警戒本部はレベル4と5というところに位置づけら

れます。2つに分けられるわけですね。地域防災計画は見直しておりませんでしたので、この点は非常に申しわけないことでもありますけれども、予算をつけなかった経緯がありますが、警戒レベル4の中に避難勧告と避難指示、この2つの部分が加わってまいっております。それによって避難勧告レベルについては他自治体同様、総務課長が出動し、避難警戒レベルの5以上について、あるいは災害対策本部を開く際は副本部長以上が出動するというような運用の規定を我々としては指針として持っているところでございます。

○2番（大川徹也君）

私も簡潔に、そして率直に申し上げます。7月21日及び8月5日、この日、町長、そして副町長は御出勤されておりましたか。

○町長（武廣勇平君）

7月21日は7時の段階で副町長が出動されまして、これは警戒レベル4の避難勧告の災害でございます。出動をされておられます。この時点では、今の運用指針でいきますと、レベル4の災害、避難指示には達しておりませんが、出動をされておられます。

また、8月5日は警戒レベル3であります。8月21日と混同されているのではないかと思いますけれども、8月21日は非常に大きな雨が長雨で、皆さん御承知のとおりです。ここには災害対策本部ということも設置しておりますし、レベル5でございますし、私も出動しておりますが、8月5日はレベル3でありまして、台風が来るというような話だったということだったけれども、その心配のほうが大きくて、そんなに実際は降らなかったというようなことでございます。こちらは、副本部長以上の出動は、8月5日についてはございません。レベル3の普通の——普通のといいますか、雨だったというふうに関及しております。

○2番（大川徹也君）

それでは、このような危機管理に対する町長の政治姿勢をお伺いします。

7月21日、副町長は御出勤をされているそうです。実際私もお見かけしました。町長が出勤、出動されていない理由をお示しください。町長は、この町の最高権力者であり、最高管理監督者です。御回答をお願いします。

○副町長（森 悟君）

ただいま町長に対する御質問でございますが、前もって私のほうで一言御説明させていただきます。

当日は、朝方から大雨でございましてから、住民の皆様へも避難勧告を出してございまして、これにつきましては甚大な被害までは生じておりません。甚大な被害というのは先ほども町長申しましたような避難指示という最高レベルの、住民に対する地方自治体からの広報でございます。

したがって、避難勧告というのは、私どものほうでは次の段階として重要に考えておりますが、それにつきましては、先ほど実態としては総務課長のほうから動いておりますので、

私のほうとしては、そこは三役の一人でもございますので、特に土木建設のほうにつきましては私のほうもしっかりと対応する必要があるかということでもいち早く駆けつけました。

そして、避難指示までいけば当然、首長のほうから出るということが各よその自治体もそのとおりでございますので、そこは私のほうがきっちり把握して、そして必要があれば、まず、指示がなくとも、そこまでの必要性があるかというときがございます。甚大な被害が生じるとき、もしくは恐れがあるときということもございますので、そういったものが少しでも予測されるのであれば、私がそこは町長のほうと連絡を取り合って、一緒になって対応するということになりますので、当日の7時の段階では私のほうが、まずはいち早く出勤をして、そして総務課、建設課との情報収集に努め、そして避難所であるところの場所の皆様方の避難状況等の把握に努めたところでございます。前もって御説明申し上げます。

○町長（武廣勇平君）

まず、この夏の長雨被害情報については、3回あっています。7月21日、8月5日、8月27日です。一番大きな災害につながったのは8月27日。災害対策本部、レベル5の、先ほど最高峰は避難指示とおっしゃいましたけど、ちょっとそれは訂正させてください、副町長の答弁は。災害情報です。災害レベルが一番最高なのは、レベル5は災害発生情報でございます。

で、この昨年の豪雨を受けて、気象庁の考えと自治体のレベルを統一するようなことになりまして見直しがされました。その中で警戒レベル3、4がありますけれども、特にレベル4において、避難勧告と避難指示というふうに分けられております。本町の地域防災計画は、見直しがもう5年以上されていないというような状況もあり、これに対応できていないことはおわび申し上げますが、運用上は地域防災計画の中にあります水防計画の別途の計画で運用をし、職員対応はそこでやっていくと。本部員の運動については、そこで動いていくということになります。

すなわち、以上のことを申し上げました上で、ちょっと先ほどの答弁にお答えさせていただきますが、7月21日についてはレベル4の災害で、避難勧告の部分になります。8月5日についてはレベル3でございます、避難準備、高齢者等避難開始のレベルになります。8月27日についてはレベル5、災害発生情報というふうになります。7月21日につきましては、先ほど副町長が答弁いたしましたように、レベル4の避難勧告ではございましたけれども、副町長が対処をされており、8月5日につきましてはレベル3でございますので、総務課以下での対応をしているということでございます。

以上です。

○2番（大川徹也君）

町長より説明は受けましたが、私の、なぜ7月21日、また8月5日、出勤されていなかったかということについての納得のいく理由ではありませんでした。

やはりトップ、組織のトップは、やはりその組織の中で働く人たちのしきにかかわる存在です。そして、緊急性を要するときに、臨機応変に、柔軟に指示ができるのもトップです。そういった意味からも、私は、いろいろお忙しい中とは思いますが、このような緊急的な事柄に対して、もっと真摯に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、質問の時間がわずかとなってしまいましたので、続けて、その当時の当町の被害の状況の実態及びそれに対して実施した救援、支援についてお伺いします。

○町長（武廣勇平君）

大変答弁が混乱をしましたので、ちょっと私のほうから答弁させていただいて、その法令とか気象庁の基準に沿って対応したことを強調し過ぎましたけれども、おっしゃるとおりでございます。災害対策本部は、どのレベルであっても開くことはできますし、災害対策本部を早急に、早い段階で設置するという傾向が各自治体に見られる中、災害対策本部をしっかりと今後は開くこともいとわず、積極的に活用していきたいと、考えていきたいと思っております。

救援の御質問で、被害を被っている――2のほうですね。（「1です」と呼ぶ者あり）1ですね。ごめんなさい、1です、間違えました。

先ほど御質問になられました――及び支援はどうだったかと、本年7月と8月に起きた台風と大雨に伴う災害に対しての、町の防災体制及び支援はどうだったかということについてお答えを申し上げます。

今回の災害に対しては、NHKからの指摘、改正されたガイドラインとマニュアルに沿って防災体制及び支援等、適切に対応できたということで県にも報告をしておりますけれども、先ほど議員がおっしゃるように、災対本部を早い段階で設置するというようなこともレベル4であれ、レベル3であれ、できるわけでありますので、今後はそうしたことも考えていかなければならないと思っておりますけれども、災害対策本部を開くと言った以上は、地域防災計画に載っている防災部員全ての出動が必要になってまいります。もちろん、事前に――通常はそのレベルに応じて本部員であります各課長と消防団長、その手前では副団長、また、地域防災計画に載っている人たちが全員出動する体制ができなければいけないので、今後、災対本部を開く際は、全員出動の形をとるべきタイミングかどうか、すなわち私としましては、レベル4の避難勧告から避難指示に移っていく過程で、積極的に開いていくことを心がけていかなければいけないというふうに考えてございます。

○2番（大川徹也君）

時間的な制約がありますので、簡潔にお答えをいただきたいと思います。

質問要旨にございます、当時の当町の被害の状況の実態及びそれに対して実施した救援、支援についてお伺いします。

○副町長（森 悟君）

ただいまの被害の実態及びその出動体制、支援はどうだったかという御質問でございます。

これにつきましては今、まずは方針につきまして、町の方針につきましては町長が言ったとおりでございましたから、その当時の私どもの対応としてはそれぞれ、私が申し上げましたような浸水被害がほとんどでございましたので、下流域に対しての先ほどのバリケードの設置、これが第一番でございました。そこを町内外からの車両等が落ち込まないようにしっかり対応する、これは今回一番先に手がけたございましてから、建設課を中心にやってくれたところでございます。

そしてまた、避難所におきましては、それぞれの担当課長、交代しながら、昼夜たがわず体制を組みながら対応に当たったということでございましてから、まずは外はバリケード対策、そして、内は避難所へ住民の方々が避難された等に対する支援、これを行ったということでございます。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

バリケードの設置、本当に海のような、海と見間違ふほどの中のそういう箇所にバリケードを設置をしてくださった建設課の方々に本当に、御苦労に心から感謝申し上げます。

避難所での対応ということですが、具体的にどういふ対応か見えてきませんので、避難所での対応の具体例をお示してください。

○総務課副課長（宗雲英則君）

避難所での対応ということでございますが、おたっしや館のほうを避難所といたしまして開設いたしまして、座敷のほうでおくつろぎをいただくぐらいしかありませんが、その際の食料や飲食物や寝具等については、御自分での御持参をお願いしているところでございます。

長引くようでありましたら、避難食であります乾パンやお水等は随時持っていくというような方針で対応させていただいております。

以上です。

○2番（大川徹也君）

これは、今、総務課副課長の御答弁にありました行政側の支援、座敷でくつろいでいただく、そういう見守る体制も本当に大事かと思えます。

次の2番の質問要旨の中にも含まれていますが、こういったところに対して、飲食物や寝具、あの大雨の中に、おたっしや館まで運ぶ、また、おたっしや館という場所自体が、実はあそこに来るまでに浸水、冠水している部分もありますので、非常に今後のおたっしや館を避難所として使うためにまた何かしらの工夫が必要になってくるかとも思いますが、こういったことも含めて、②番、これは被害の予防などについて、今後の町の対策についてですね。

○議長（中山五雄君）

②番のほうに進みますか。（「済みません、1番はこれで終了しまして、じゃ、2番のほうに……」と呼ぶ者あり）

じゃ、そこで終わってください。

○2番（大川徹也君）

では、終わります。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、1時まで休憩します。休憩。

午前11時58分 休憩

午後1時 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

大川徹也君より始めたいと思いますが、その前に執行部からちょっと言い残しの点が1番にあるそうですから、皆さんに御了承をお願いします。

○副町長（森 悟君）

どうも皆様、貴重なお時間を拝借いたしまして申しわけございません。

先ほど来、町長の答弁の中で「災害対策本部」という言葉が出ましたけれども、これは「災害警戒本部」でございまして、私ども災害警戒本部として対応をしているところでございます。

なお、8月の豪雨におきましては、避難勧告レベルでございましてけれども、そのときに町長のほうとしては、先ほど来、出勤の御質問がございましたけれども、22時30分ごろ出勤してございます。総括の答弁として訂正させていただきたいと存じます。

なお、この後、総務副課長のほうから続けて答弁をさせていただきます。

○議長（中山五雄君）

宗雲総務課副課長、簡潔にお願いします。

○総務課副課長（宗雲英則君）

先ほど来の質問の中で、権力者云々からの情報開示しないというような表現をいただきましたが、そのようなことはございません。町の統一した見解により、法令にのっとって公文書として存在しませんので、開示できません。また、今後も同様の対応としたいと思います。

ので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（中山五雄君）

2番、大川徹也議員、次に進んでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。

質問要旨の2番、近年、毎年のように起こる台風、大雨災害に対して、おおむね決まった地区が被害を被っていることからの被害の予防などについての今後の町の対策は、執行部の答弁を求めます。

○建設課長（三好浩之君）

私のほうからは、大川徹也議員の質問事項1、自然災害における防災体制について、質問要旨2に対し、お答えいたします。

近年発生している異常気象は想定外の事象であり、今日までに整備してきた施設などでは防ぐことができず、被害が発生しているところでございます。

これらの被害に対する予防対策はということでございますが、国、県、同様に本町も苦慮しているところでございます。

まずは、原因、要因を十分に調査し、有効な対策方針を見つけ出し、対応していくことが必要であると思っております。それまでは水害を警戒し、発生した被害を軽減するため、しっかりと対応することが必要であり、対応策の一つとして国が保有する可搬式ポンプ車の借用など、検討していきたいと考えているところであります。

以上、大川徹也議員の質問の答弁を終わります。

○2番（大川徹也君）

それでは、次に進んでください。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の2番、農地・水・環境保全事業（現：多面的機能支払交付金事業）に関する町民への告訴について、質問要旨、2017年12月に大字堤地区の役員を農地水環境保全事業に関して不正を行なったとして警察に告訴したが、現状はどうか。また、それに伴う交付金返還等の町や佐賀県の対応はどうしたか。また、それらの損失に関して今後の町の対応はどうするか、執行部の答弁を求めます。

○産業課長（日高泰明君）

大川徹也議員御質問の質問事項2、農地・水・環境保全事業（現：多面的機能支払交付金事業）に関する町民への告訴について、要旨1、2017年12月に大字堤地区の役員を農地水環境保全事業に関して不正を行ったとして警察に告訴したが、現状はどうか。また、それに伴う交付金返還等の町や佐賀県への対応はどうしたのか。また、それらの損失に関して今後の

町の対応はどうするのかについて答弁させていただきます。

大字堤地区農地・水・環境保全向上活動協議会の不正受給につきましては、鳥栖警察署へ告訴状を提出する前段で、警察で捜査してから判断したいとのことで、時間を要する旨が伝えられていたところです。刑事告訴については、10月31日に告訴代理人弁護士へ状況等の連絡が警察よりあっておりますが、継続して捜査をされているところと認識しています。

交付金の返還につきましては、1月16日に県から返還額が示され、9月2日に納入通知を受けて、10月10日に返還したところです。これにより今後は、大字堤地区農地・水・環境保全向上活動協議会に対して補助金の返還を求める手続きを行っていくこととなります。

以上で答弁を終わります。

○2番（大川徹也君）

告訴する事件に関しては、告訴する前段階の警察捜査中ということで、現在も継続中ということで理解しました。その通知が、それを確認されたのは10月10日ですか。10月31日ですか。

済みません、もう一度質問します。私よく聞き取れなかったのです。

告訴事件がまだ、この事件に関してまだ捜査中の段階である、継続中であるということを確認され、弁護士が確認されたのは10月31日でよかったですか。

○産業課長（日高泰明君）

大川徹也議員御質問のところでは答弁させていただきます。

10月31日に告訴人代理人弁護士へ状況等の連絡があっておりますが、そういったところの連絡があつておるところで継続して捜査をされているところと認識しているというふうなところでございます。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

県、国等、また、町が立てかえている分もあるかと思いますが、それについては返還を、大字堤地区役員に対して返還をするという御答弁でした。そのタイミングはいつでしょうか。

○産業課長（日高泰明君）

大川議員御質問のところの返還請求のタイミングでございますが、10月10日に県に対して返還をしておりますので、こういったところの返還状況を踏まえまして、要項の規定に基づき、弁護士等と協議しまして、これから手続きに入っていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○2番（大川徹也君）

それでは、いわゆる償還——償還じゃない。（「返還」と呼ぶ者あり）返還ですね。その大字堤地区役員さんに対して請求する合計の金額は幾らでしょうか。

○産業課長（日高泰明君）

大川議員再質問のところで、金額についてお答えさせていただきます。

現状で、国、県分を10月10日付けに返納しております。この金額と町分を含めまして、現段階で算定するこの返還金の金額につきましては、22,567,300円というふうな金額になっておるところでございます。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

これは具体的に、大字堤地区役員の3名だと新聞報道ではその3名が対象になっていたかと思いますが、正式には役員さん何名に対して返還請求を行う、返還というんでしょうか、賠償というんでしょうか、請求を行われますか。

○産業課長（日高泰明君）

大川議員御質問の返還対象の交付分の宛て名と申しますか、請求先でございますが、行政のこの規定によりますと、返還の手続きでございますが、上峰町の補助金交付規則、また、上峰町の多面的支払補助金交付要綱にのっとるところで、請求の宛先と申しますか、請求を求める相手としましては、団体のところの代表者名になるところでございます。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

代表者は1名しかいないと思いますので、その1名に対して請求、今、言葉を思い出しました求償されるわけですか。

○産業課長（日高泰明君）

大川議員御質問のところでございますが、先ほども申しましたとおり、上峰町の補助金交付規則の要綱によりますところ、また、上峰町の多面的支払補助金交付要綱におきますところ、この要綱の規定に基づきまして、補助金交付要綱によります交付決定の取り消し、また、この多面的支払補助金によります返還命令というふうなところの段階で、この規定にのっとりましての手続きによるところで、この請求のところを行っていくところで、弁護士等を含め対応を考えているところでございます。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

それでは、先に進んでください。

質問項目2を終わります。

次に進んでください。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の3番、不登校及びその傾向にある児童の学習等支援について、質問要旨、不登

校及びその傾向にある児童の学習や社会性を育む支援の現状とそれを行うための児童側の諸条件（診断名の必須等）の緩和について、執行部の答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

皆様こんにちは。私のほうからは、大川徹也議員の質問事項3、不登校及びその傾向にある児童の学習等支援についての要旨1、不登校及びその傾向にある児童の学習や社会性を育む支援の現状とそれを行うための児童側の諸条件（診断名の必須等）の緩和についてという御質問についてお答えをいたします。

まず、支援の現状といたしましては、担任や学年主任の対応はもとより、スクールソーシャルワーカーによる訪問相談などの学校復帰支援を実施してございます。不登校にはさまざまな要因があり、不登校児童・生徒の全てに何らかの診断等があるわけではございません。御質問の支援を受けるための諸条件でございますが、スクールソーシャルワーカー等の活用の際に、医師の診断や必須の診断名等の条件は何もありません。

また、次に、特別支援学級等の役割、利用状況についてお尋ねをいただきました。

特別支援学級やまなびの場は、障害をお持ちの児童・生徒に対し、早期から一貫した支援の場として位置づけられております。現状としましては、小学校で知的のクラスが2クラス12名、自閉・情緒のクラスが5クラス31名、議員御紹介のまなびの場、通級指導教室と申しますが、1クラス9名でございます。

さらに、中学校では、知的が1クラス2名、情緒が1クラス6名、肢体不自由が1クラス1名、難聴が1クラス1名でございました。

私のほうからは以上でございます。

○教育長（野口敏雄君）

大川徹也議員の質問につきまして、この後、適応指導教室につきましても御質問をいただきましたので、私から御答弁させていただきたいと思っております。

まずもって適応指導教室の性格でございますが、心理的、情緒的な要因等にありまして、学校に登校できない児童・生徒を別室といたしますか、別の場所において個別指導を行ったり、あるいは小集団による適応、学校適応への活動を行うというようなものが主な狙いとなっております。

御質問、3つあったかと思っておりますが、まず1つ目に、これまで、なぜこの町内になかったのかという御質問でございましたけれども、それは端的に申しますと、不登校及び不登校傾向の子供たちにつきましては、学校で先生方が中心に、そしてここ数年来、学校に配置していただいておりますカウンセラーやソーシャルワーカーの先生方、専門家も含めて対応していただくということがまずもっての基本でありまして、上峰の小、中学校の場合の不登校生徒、あるいは傾向の子供たちにつきましては、学校のほうでの対応でこれまでなされてきたということで、適応指導教室の必要性については学校からの要望もなかったわけでござ

います。

また、県内には、佐賀県が設置しております、大和町にあります、教育センターの横にあります適応指導教室がありまして、県内からの希望者があれば受け入れていただくということもありましたので、そこに通っていた子供も過去にはおりました。

ここ数年の中で、各市町に設置がふえてまいりまして、議員の捉え方とちょっと数が違うんですが、私どもは9月末現在で県内20市町中の16市町で設置しているというふうにつかんでおります。学校数や児童・生徒数からいけば、上峰町がおくれていたということじゃなくて、もちろん、数的に何人いるから指導教室を設置しなくちゃいけないというような考え方はないと思います。私も、仮に1名でもいれば、その子にとって学校以外の場所での指導や居場所が必要であれば、当然、正面から設置に向けて考えていくものでございますけれども、そういうニーズがこれまでつかんでいなかったということもありますので、今回に至ったということでございます。

そして、御質問の中で、今回の設置に至った経緯でございますが、昨日、大川隆城議員にお答えしたとおりなんでございますけれども、ことしに入って、佐賀県内の不登校児童・生徒数が微増から増加したという結果が出ています。数的には1,000名を超えておりますし、1割程度の増加なんです。これは非常に大きな数字だと思っております。この数字が公表される前に速報値として我々はその増加、県内の増加傾向をつかみまして、上峰町内はどうかと確認しましたところ、上峰ではそんなに大きな増加はなかったわけですが、こういった傾向というのは広がっていくものですから、今のうちに注意をしなくちゃいけないということで、今年度の第1回の総合教育会議、町長主催の総合教育会議の議題として、上峰町立学校における不登校の現状と対策についてということで議論をしていったわけでございます。

その中で、小、中学校の校長先生のほうから、ケースとして、これまでは教室に入れない子供たち、保健室やあるいは図書室、相談室における別室での指導をしていた子供もいたけれども、一部、学校外での場所が必要になってきているというような話が出てまいりまして、学校適応指導教室の設置が町内においても必要ではないかということが議論されましたので、その後、教育委員会において議論をして、設置に向けて検討を始めたというところでございます。

いつごろから開始するのかという御質問がございましたけれども、できるだけ早くとは思っておりますが、今のところ言えるのは、令和2年度中には運営を開始したいと思っておりますのでございます。その理由としましては、どういった規模の、またどういった体制での指導教室にするのかということは今検討を始めたばかりだからでございます。既に、佐賀県教育センターという教育実践の研究をしている組織から、適応指導にかかわる専門的な実践研究をしている方を、上峰町のこの設置に向けてのアドバイザーとして必要なときには呼んでくださいということで依頼をして内諾を得ておりますので、そういった専門の方々の御

意見や現場のスクールカウンセラーやソーシャルワーカーの先生方のお知恵等もいただきながら、体制、あるいはこういった環境がいいのかということも含めて、随時検討をしていきたいと思っています。

必要によっては、現在のところ公共の施設を利用してやっていきたいと思っていますが、場合によっては一部予算を伴うものも出てくると思いますし、人の配置等も必要になってまいりますので、ぜひそういった際には、議会議員の皆様方の御支援、御協力もお願いしたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

不登校児童・生徒の中では、診断がつかない方もおられると伺っております。特に小学校におきましては、まなびの教室及び特別支援学級におきましては、診断名がつかないと利用ができないという状況ということを伺っています。

そうするときに、白か黒かはっきりしない児童というのもおられます。彼らがちゅうぶらりんになって行く場所がないんですね、学習、また社会適応性を育む場が失われております。

そこで、適応指導教室というものが上峰町に必須であるということを私も思いまして、今回これ要望させて、改めて要望させていただいたところですが、令和2年度中ということで今御答弁いただきました、適応指導教室の運営の開始が。

そうするときに、この設置が、また運営が開始されるまでの間、このちゅうぶらりんの期間に、まなびの教室も特別支援学級にも行けない児童の救済策はどのようなものを考えておられますか。

○教育長（野口敏雄君）

大川徹也議員の御質問に答えたいと思います。

まずもって、特別支援学級というのは、先ほど事務局長もお答えしましたけれども、知的障害であるとか、情緒障害であるとか、幾つかの種別が文科省によって定められていますけれども、その障害の程度に応じて入級をするという形になりますので、町としましては、学校設置者である町としましては、教育支援会議というのを開きまして、その場所で、この子は特別支援学校が適しているのか、あるいは通常学校の特別支援学級が適しているのか、あるいは通級指導教室が適しているのかということ判断をしております。そして、保護者の御意向とともに、就学、適正な就学をしていくように御指導していくという流れがございます。

通級指導教室というのは、そこ、特別支援学級までには個別指導は必要でないけれども、通常の学級の中で授業を受けながら、一部取り出して個別指導が必要であるという場合に通級指導教室がございます。

学校適応指導教室というのは、その2つとは全く異なるものでございまして、先ほど言い

ましたように、障害の程度とかは関係なく、いろんな理由によって学校に通えなくなった、通えなくなりそうな不登校、あるいは不登校傾向の子供たちに対して適応に向けた個別指導や小集団による活動等を行っていくという場所がございますので、そのところは区別をして考えていただければと思っております。ですから、先ほどの御質問にありました特別支援学級や適応指導教室に入るには、もちろん、判断のためにその根拠となる診断書等を材料として検討していくわけがございますけれども、診断書等がないお子さまについても当然検討はしますけれども、専門機関、病院やセンター等によって御相談をして診断を取っていただくということもあり得ます。もし診断が取れずに、しかし個別指導が必要があるという場合には、学校の中において、在籍している学級から一時期取り出し個別指導をすとか、そういったことは対応は実際に行っているところでございます。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

まなびの教室及び特別支援学級を利用するための条件、基本的な診断が必要、そして診断名が必要と上峰町はなっているようです。佐賀県全体がそのようになっておるようですが、文科省では必須ではないというふうに聞いております。いわゆる親元のほうが必須ではないということをおっしゃっていますが、佐賀県のほうではそれを一応基準にしているということでお伺いしております。

ですから、法律的に言えば絶対使えないというところではないのかなと私は思っておりましたが、今回、質問及びお願いをしたいのは、受診はするんですが、本当に病的なものかどうか判断がつきにくいというのは、児童によって、また児童の発育段階によって、タイミング的にわからないものというのがやはりあります。そういった児童に対して、町としてどういう支援を、学び、学習や社会教育、こういう場を提供するか、それは町の裁量だと思います。

今、教育長の御答弁では、個別で対応していると、当町では個別に対応しているということでお伺いをしておりますけれども、私が町内のそういう御家庭の御相談を受けるに当たっては、本当に行くところがなく、他町を探し、他町のところで、そういう教室で、特例的に過ごさせていただいているという話を1件伺っております。

この件について教育長、学校の、小学校ですが、小学校の校長とも、実情についてお伺いをされて、実情を把握をしていただけたらと思っております。

○教育長（野口敏雄君）

まずもって、特別支援学級、あるいは通級指導教室に入るためには、診断書、医師による診断書が必須であるということについてでございますが、私は必須だとは言っておりません。佐賀県の場合もそうですけれども、上峰町ももちろんそうなんですが、判断をしていく上で、専門家による診断が必要だということが言われています。それは、ドクターによる診断書だ

けではなくて、心理判定であったり、知能検査であったり、いろんな証明書とありますが、根拠となるデータがあるわけですので、それらが、何らかのものがあって、それをもとにして専門家による協議をしていくと、判定をしていくという流れでございます。

ですから、実際にそういう診断書がなくても、通常の観察であるとか、あるいは専門家、特にこの近隣であれば特別支援学校がセンター的な役割を果たしていらっしゃると思いますので、その先生方が、長期、一定のスパンにわたってそのお子さんの相談であるとか、あるいは活動状況を観察しながら実態をつかんでいくということによって就学先を判断していくということもございます。ですから、必須ではないということは御承知おきください。

そして、最後に言われたケースについてでございますが、私は粗々でございますが承知しております。校長ともその件については話しておりますが、こういった公の場でございますので、プライベートなこともございますので、ちょっと具体的なところについては差し控えさせていただきますけれども、学校としても十分その保護者の方とも協議をしながら、現状では保護者の方の意向には十分沿えているとは言えないということは知っておりますが、しかし、保護者の方の御認識、あるいは情報、そういったことをもっともっと学校と密にコミュニケーションを図りながら、御理解をいただいて、双方で協力しながら、子供のために今後取り組んでいければということをお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（中山五雄君）

以上をもちまして一般質問を終了いたします。

次へ進みます。

日程第2 議案第60号

○議長（中山五雄君）

日程第2．議案審議。

議案第60号 上峰町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○3番（原 直弘君）

済みません、私は根本的なことをちょっとお聞きしますが、会計年度任用職員ということの理解ということでお伺いしたいと思います。

この条例の中で、フルタイム会計年度任用職員、パートタイム会計年度職員、任用職員とありますが、このすみ分けはどこなのかどうか、単に就業時間だけなのかどうか、その違いをお伺いしたいと思います。

○総務課副課長（宗雲英則君）

会計年度職員のフルタイムとパートタイム職員の違いでございますが、まずは先ほどおっしゃられたとおり就業時間でございます。フルタイムが週に38時間45分、パートタイムは週

に38時間45分未満。あとまた正規職員と同様の時間帯でなければということでございますので、うちのほうでいいますと、月20日、今、臨時嘱託職員さんが来ていらっしゃるということで、そちらもですね、20日という、本来23日あろうが20日ということになりますので、そこもパートタイムの職員として扱わせていただきます。

またですね、給与、報酬、収入に関しましても、フルタイムは給与と言いますが、パートタイムは報酬と呼ぶとかですね、そこら辺の言葉の違いとかもございまして。大きく言いますとそこら辺かと思っております。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

それではちょっと次に、現在雇用されている臨時職員、嘱託職員、ちょっと今の説明の中で、今雇用されている臨時職員の方は、ここに書いてあるパートタイム会計年度任用職員に入るということでの認識ということによろしいですか。

それとあと、その嘱託職員についてもちょっとお伺いします。

○総務課副課長（宗雲英則君）

今おります臨時職員さん、嘱託職員さん、全てがパートタイム職員ということにうちのほうはなっております。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

ちなみに、この条例の中の3条で給与の内容の説明を書いているんですけど、今回、臨時嘱託職員さんとかがちょっとパート、パートタイム会計年度任用職員ということですので、今ある手当プラスこれに移行することによって期末手当がふえるということによろしいですか、そういう認識でよろしいですか。

○総務課副課長（宗雲英則君）

会計年度任用職員になりますと、期末手当、あと通勤手当のほうが出ることになりますので、そこら辺が新たに人件費として上がってくる部分となります。

また、給与に関してですけれども、今のところですね、規則でうたうことにしておりますが、今ですね、新聞にも載っておりますが、今の嘱託職員さんの年収ベースでいくか、基本給ベースで算出するかという点もありますので、規則のほうをまだちょっとうちも作り切れていない状態でございます。ですので、お金の面に関してなんですけれども、近隣市町とですね、均衡を図るべきだろうということでございまして、担当職員がですね、基山町、上峰町、みやき町、吉野ヶ里町寄ってですね、随時、今ちょっと会議を行っておるところでございますので、給与額についてとかですね、昇給もしますので、どこまで昇給させるかとかですね、そこら辺についてはちょっとまだお示しができない状況ではありますが、4月1日にこの法が施行されますので、3月31日までは必ずつくっていきこうと今努力しておるところ

でございます。

済みませんが、金額面についてだけがちょっと大きく明確にはちょっと答えられませんが、よろしくをお願いします。

○3番（原 直弘君）

済みません、ちょっと今の説明の中で1つ、何か通勤手当がという話だったんですけど、今の臨時職員の方はパートタイム会計年度任用職員になると思うんで、この方たちは当然、交通費という、通勤手当のほうは出てこないようなこの条例内容じゃないかと思うんですけど、そうじゃないんですか。

○総務課副課長（宗雲英則君）

パートタイムのほうの通勤手当でございますが、費用弁償という形でお支払いに、支払うことになると思います。

以上です。

○議長（中山五雄君）

質問はありませんか。

○3番（原 直弘君）

もう一つが、さっき金額が決まってないというのは、給料とか報酬のこと（「です」と呼ぶ者あり）ですか。

○総務課副課長（宗雲英則君）

済みません、割って入って。先ほど金額が決まっていないと申しましたのは、給与と報酬についてでございます。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

済みません、ちょっとこれはもう議案第69号になるかもしれないんですけど、じゃ、この中で、行政事務支援業務委託というのが継続費で出されてるんですけど、この中でも多分、人件費が入ってるんじゃないかと思うんですけど、これはある程度の、もう見越したというか、自分たちの素案のような感じで人件費を入れてあるということで理解してよろしいですか。

○総務課副課長（宗雲英則君）

議員さんのおっしゃるとおりでございます。

以上です。

○議長（中山五雄君）

いいですか。（「はい、ありがとうございます」と呼ぶ者あり）次へ進みます。

○8番（大川隆城君）

この60号の関係でですね、1つだけちょっとお尋ねしたいと思いますが、今回、働き方改

革ということで、フルタイム、パートタイム、2種類の、今言う臨時職の方々がこういうふうになっていく。そうすると、今言う期末手当等々もつくようになってきた。それにとものうて、責任度合いといいますかね、その職務に対しての責任度合いもそれにつれてふえるのか、それとも今の現状そのままか、その辺だけちょっとお尋ねしたいと思いますが。

○総務課副課長（宗雲英則君）

会計年度任用職員の責任等でございますが、会計年度任用職員になりますと、人事評価の対象となりますので、各課、各係です、それなりの目標を立てさせて、それなりに達成をさせるというようなことをしていかなければならなくなりますので、それなりの重責というかですね、責任を負わせることにはなっていくかと思えます。

以上でございます。

○町長（武廣勇平君）

それなりのと言いますけど、かなり職の権限の範囲は広がると思います。多くの窓口業務等は、このパートタイムであってもですね、広げられるというふうに聞いておりますので、その点はしっかりとちょっとまた把握した上で詳細に語っていきたいと思います。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○2番（大川徹也君）

このたび臨時職員及び嘱託職員の皆様方が、パートタイム会計年度任用職員、またはフルタイム会計年度任用職員に移行されるということですが、それぞれ何名ずつなられる予定でしょうか。

○総務課副課長（宗雲英則君）

それぞれ何名かということですが、今現状で把握しておるところでは、町全体として60名弱だったと思います。済みません、正確な数字が出ておりませんが、申しわけありません。

以上です。

○2番（大川徹也君）

60名弱の方が、これはパートタイム会計年度任用職員という、こちらのカテゴリーというんでしょうか、タイプというか、そっちだけになるんですか。フルタイムになる方はおられませんか。

○総務課副課長（宗雲英則君）

ちょっと先ほども原議員様のほうにお答えしましたが、本町、20日ぐらいの縛りです、皆様雇われておりますので、パートタイムで考えております。ですが、申し出等ありましてフルタイムということであれば、考えていかなければならないとは思っております。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○2番（大川徹也君）

今、総務課副課長及び町長のほうの答弁にありましたように、職責が従来と比して大きくなっていくということです。正式に任用されている役場職員及び役場職員等、この会計年度任用職員の職責の線引きと申しますか、そのようなところは考えておられるのでしょうか。

○総務課副課長（宗雲英則君）

職責の線引きということでございますが、もちろん決裁権や任命権はもちろんですけれども、とりあえず、とにかく判断を個人でして判こを打つような行為、そこら辺についてはまださせてはいけないと思っております。

以上でございます。（「了解しました」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○3番（原 直弘君）

済みません、今の副課長の答弁で、何か主観的というか、何かさせてはいけないということ、ということで、何かな、その基準というのはないんですかね。この法改正によってこれは当然こういう任用職員の制度ができたと思うんで、そのあたりについてはまだ制度がきちっと定められてないのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○総務課副課長（宗雲英則君）

基本的には同一労働、同一賃金、そういったことがあります、やはりですね、正規職員とのすみ分けということでございますので、基本的にはですね、今、臨時嘱託職員さんがしていることプラスアルファでということですので、今から、ちょっと詰めておりませんが、どこまでしていただくかについてはですね、考えていきたいところでございます。

以上でございます。

○町長（武廣勇平君）

正規職員とこれまでの臨時職員の運用と法令上どこまで職務に携われるか。運用上の考え方と法令上の考え方は違うと思いますが、基本的には守秘義務を負うものですし、定型적입니다ね、仕事を任せることはできるというふうに思っておりますけれども、主にやはり管理業務である考える仕事については、先ほど判を押すような仕事については運用上は正規職員で行っていたということがございますけれども、やはり同一労働、同一賃金で、その範囲についてもですね、見直していくべきだというふうに考えております。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○2番（大川徹也君）

現在、世の中が同一労働、同一賃金という流れになりつつありますが、現在、町長の考えをお伺いします。

今後、上峰町役場では、正規職員、そして、今度の会計年度任用職員の比率等について、何かしらお考えはあるでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

後ほどの議案にもかかわりますが、会計年度任用職員制度を活用する人たちと人材派遣支援制度を活用していく人たちの聞き取り作業が出てまいりますので、基本、先ほど宗雲副課長が答弁されました60人余りの臨時職員の方々についてはですね、対象者ということで御理解いただければと思います。

○2番（大川徹也君）

今後の計画ですね、例えば、数年にわたって上峰町の職員構成をこのようにしたいと、そういうようなお考えが現在のところあるかということをお伺いしました。

○町長（武廣勇平君）

正規職員の定員管理の話ですか。今、臨時職員と会計年度任用職員についてのやりとりをしているところでございます。

会計年度任用職員と人材派遣制度についての職員の割合といいますか、それにつきましては、基本的にフルタイムを希望される人、パートタイムで仕事したいという方、あるいは人材派遣制度で職能をもっと伸ばしたいと言われる方の御意向に沿ってその割合は決まってくるというふうに思っております。（「了解しました」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第60号の質疑を終結いたします。

日程第3 議案第61号

○議長（中山五雄君）

日程第3. 議案審議。

議案第61号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○8番（大川隆城君）

この関係でですね、ちょっと一番最後を見ていただきたいと思いますが、第12条で、上峰町社会教育指導員設置条例、上峰町青少年健全育成推進員設置条例、上峰町交通安全指導員設置条例は廃止するとなっております。で、その後のですね、見やすいところでの正誤表、

失礼、失礼、比較対照表を見たら、右側が現行、左側が改正でずらっとあるわけですが、それを見ていくと、区長さん初め、区長代理、それからずらっと下のほうに、改正後に明記されてないのが幾つもあるわけですよ。そうすると、その明記されていない方々についてはどういふふうになるものか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（中山五雄君）

執行部の答弁を求めます。

○総務課副課長（宗雲英則君）

改正後、改正原稿には載っていないものということでございますが、今回ですね、区長代表等はなくなります。改正後のほうに載っておりませんので、この条例、費用弁償に関する条例から外れるということでございます。

○8番（大川隆城君）

今、副課長、外れますで終わりましたですね。（「済みません、はい」と呼ぶ者あり）ばってん、ここに載せんならば手当出せませんよ。ですから、どういふふうになるもんか。

○総務課副課長（宗雲英則君）

済みません、失言でございました。

今回、この条例からは外すものですが、新たにですね、支給するための規則や設置条例等でまたうたわせていただきます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

では、それは今回の議案の中には入ってませんね。区長以下のやつ、どっか別個にするということで今答弁いただいたが、載ってませんが、それは今後どういふふうになるわけですか。

○総務課副課長（宗雲英則君）

こちらにつきましては、まずですね、特別職非常勤じゃないということで、この条例からは外させていただきます。で、外れた方々につきましては、必ずしも団体の条例とかにあるわけではございませんので、設置要綱とかですね、そこら辺にうたっております、何々審議会とか。その中で報酬はとかいう書き方をされていくと思いますので、条例に上がる分でありましたら今回上げさせていただいておりますので、そこら辺は担当各課とかも回らせていただいております。お話しはちゃんとしておるところでございますので、また規則なり設置条例なり——設置条例はないかな、規則なりで出てくると思います。済みません。

○町長（武廣勇平君）

今回、条例から外れる理由は、地公法上のですよね、3の3の3ですね、3条の3項の3の特別職とか参与等を示したのから外れるということでございますので、別途、先ほど総務副課長が答弁申しあげましたように、要綱等で示していく、そういう職責になるということ

でございます。

○8番（大川隆城君）

今ですね、これは一応外して、それぞれの協議会等々の要綱の中でうたうというようなことでありましたが、じゃ、区長さんとかなんとかは、協議会とかなんとかに所属というようなことになりますかね。その辺がちょっとわかりませんよ、ちょっとお願いします。

○総務課副課長（宗雲英則君）

御質問の区長ですが、公務員という取り扱いになりませんので、私人への委託という形を新年度からはとらせていただきたいと思います。

また、交通指導員さん等もございますが、有償ボランティアとか、そういう形でとらせていただくことになりますので、また規則や条例改正いたすときに上げていくべきかなとは思っておりますが、当面、区長におきましては、必ずというか、間違いなく私人への委託という方法をとらせていただきます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

区長さんにちょっと限ってお話をさせてもらいますが、今までは区長さんイコール準公務員という取り扱いだったですよ。それで、準公務員でありますよという位置づけで、ほかにもいろいろ影響がなかったわけじゃないですよ。そうすると今度は、一私人でという形でいったら、その辺も全部変わってきますけれども、その辺もちゃんと整理されるわけですか。

○総務課副課長（宗雲英則君）

していかなければならないものとわかっておりますので、精査していきます。

○8番（大川隆城君）

今、整理するという答弁をいただきました。

じゃ、最終的には別途で、今言う明記したやつをつくるということではありますが、3月議会に上程するということになるわけですかね。

○総務課副課長（宗雲英則君）

4月1日施行分からですので、3月議会には上程していくと思います。することになると思います。

以上です。

○町長（武廣勇平君）

大変混乱させて申しわけございませんが、委託と同時ということですね、再度、総務副課長に答弁させます。

○8番（大川隆城君）

とにかくいろいろですね、今、働き方改革というようなことでのこれらも改革になってき

よるんかなという感じもしますが、どちらにしてもですね、早くお示しいただかんと、後々これがおくれて云々かんぬんというようなことじゃいけませんから、その辺は早速、準備に入っていてくださいね、できれば早目にお知らせいただければと思いますので、よろしくお願いしておきます。

○総務課副課長（宗雲英則君）

遅滞なく早急に取りかかりまして、なるべく早急に起案して施行に向けて取り組んでまいりたいと思います。（「はい、お願いしときます」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですから、議案第61号の質疑を終結いたします。

日程第4 議案第62号

○議長（中山五雄君）

日程第4．議案審議。

議案第62号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですから、議案第62号の質疑を終結いたします。

日程第5 議案第63号

○議長（中山五雄君）

日程第5．議案審議。

議案第63号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第63号の質疑を終結いたします。

日程第6 議案第64号

○議長（中山五雄君）

日程第6．議案審議。

議案第64号 上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第64号の質疑を終結いたします。

日程第7 議案第65号

○議長（中山五雄君）

日程第7. 議案審議。

議案第65号 特別職の給与条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第65号の質疑を終結いたします。

日程第8 議案第66号

○議長（中山五雄君）

日程第8. 議案審議。

議案第66号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第66号の質疑を終結いたします。

日程第9 議案第67号

○議長（中山五雄君）

日程第9. 議案審議。

議案第67号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第67号の質疑を終結いたします。

日程第10 議案第68号

○議長（中山五雄君）

日程第10. 議案審議。

議案第68号 財産の取得について。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番（吉田 豊君）

売買契約書のつくり方でございますが、第2条にですね、「甲は、その所有に係る末尾記載の不動産」という形になってますが、末尾記載がありませんが、こういうふうな書き方でよろしいのでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

末尾記載の不動産につきましては、この契約書自体の別記にはなるんですけども、その内容を議案の68号の本表の中に定めております。それと全く同一でございます。そういった解釈でお願いいたします。

○4番（吉田 豊君）

この契約書を見ますとですよ、袋とじになってますよね。だから、一式のものとしてね、末尾記載の一覧表はここに付とかなと何か私は不合理だなというふうに感じますけれども、問題ないですか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

内容のですね、条文、あとそれと約束事の中身ですね、これについて、この契約書の印があるところの部分までで十分御理解いただけるんじゃないかなということで、そのようにちょっと判断したところでした。

で、末尾の不動産につきましては、現状の議案と全く同じ内容でございますので、そういった内容で御了解いただけるものというふうにちょっと思っておったものですから、法的に問題があるかどうかということに関しましては、問題ございません。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

問題ないと言うばってんがですよ、議案のところには示されてますけど、あくまでも契約書は契約書で独立したもんですよ。それで問題ないですか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

契約といいますのは、双方の合意事項に関して契約文書にしたものでございますので、その両者の合致が得られたという内容が本表の中に示されておるかというふうに考えております。

以上でございます。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。ありませんか。

○7番（吉富 隆君）

この取得についてですね、若干確認の意味で質問をさせていただきたいと思っております。

と申し上げますのは、この土地取得については9月の定例会で全員一致で可決を終えているところでございます。そういった中で、同僚議員からも若干、この土地の価格の問題、この3筆の中で若干の違いという――若干じゃないか、大きい違いがある。この評価をするに

当たっては、町がしたのかですね、専門業者を入れたのか、1点お尋ねをいたします。

と、もう一点はですよ、土地の中に、今仮契約がなされておりますが、建物が910平米ございますよね。これも含めての単価だろうとは思いますが、この土地は恐らく議会通るでしょうから町の所有になるわけですね、町の所有に。今後この建物については、更地になされるのかなされないのか。2点だけ御質問をさせていただきます。

○町長（武廣勇平君）

最初の御質問がちょっとわかりにくかったので、ちょっと再度確認したいんですけども、土地の価格が違うというお話をされた後に評価をされたかどうかと、その評価というのがどういう意味なのかちょっとわからずに、今確認をさせていただいた後に創生室長に答弁させますので。

○7番（吉富 隆君）

この交渉に当たってですよ、土地の評価は職員さんがしんさったやろうか、専門家を入れて決めて決められた単価でしょうか。

○町長（武廣勇平君）

当該、この上程させていただいております土地についての評価を誰がしたかということですね。

創生室長から答弁させます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

鑑定にはこれ出してございます。鑑定における評価を得た中でですね、鑑定額の範囲内で交渉させていただきまして、その範囲内で折り合った額ということで御理解いただければと思います。

で、もう一点についてですけども、建物まであるけれども、その建物の今後の用途はどのような御趣旨かというふうに承っております。ここは事業が進捗していく上におきましては、最終的には解体を考えてございます。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

本当に質問のやり方がまずかったのでですね、お答えにお困りだろうと思っておりましてところですが、特にですね、専門業者が評価をされた。よくぞですね、御努力を交渉の段階でされたなど私は高く評価したいなと思っております。要するに、平米数の単価違いなんですよ。これは別々に交渉されたと思うんで、やっぱりこれはよく頑張られたなと思っております。

それはそれとして、いい単価で買われたなというふうに評価をしておるところでございますが、建物については更地にするということで御答弁がございましたけれども、大体の解体の費用というのはどのくらいに見込まれておるのでしょうか、お尋ねをいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

解体というのは、済みません、もう伺っては申しわけないんでしょうけれども、全体、工作物まで含めたところの解体でしょうか、それとも本建屋でしょうか。でいいんですかね。

（「本建屋」と呼ぶ者あり）本建屋ですね、はい。本建屋の解体で一応こちらのほうで見積もっておりますのは、20,000千円ほどを考えております。（「20,000千円」と呼ぶ者あり）はい、解体だけで。

○7番（吉富 隆君）

910平米で20,000千円ですか、そういう見積もりをされておるといことなんですね。

そうすると、この9,485.37平米に、これは上乘せするような形になるんですよ。そういうことですね。単価的に町が出す金としてはそうなりますよね、そうでしょう。これはスレートぶきの建屋なんですけど、20,000千円のを買うということなんですよ。これは消費税込みかどうかは知りませんが、消費税が出てくれば1割ですからですね、また2,000千円の上乗せになります。そうしますと、この東部興産の建物ですから、東部興産に支払う金額が1億を超すということになります、114,000千円程度になるんですよ。と、平米数単価を単純に割り返すとどのくらいになるんでしょうかね。これはちょっと我々としても想定外だったんですよ、この建物をどうするかというのがですね。で、お聞きしてるんですよ。どんなお考えでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

説明が悪くて申しわけございません。

きのうのほかの議員様からの質問に当たってもですね、その建物の関係でやりましたけれども、本来であれば、本来といいますか、ごめんなさい、これも言い方が悪くて申しわけございませんが、補助事業とかですね、あと収用法とかを適用してやる場合であるのであれば、この解体費用、先ほどの20,000千円を売買価格に乗せてですね、相手方にやって、そのお金で解体をして更地にして私どもに下さいというのがやり方にはなるんです。

で、今回の場合、先ほど言った20,000千円ですけども、実際、教習所のコースとかですね、工作物もございます。ですので、先ほどの解体費にはこれは含まれておりませんが、これを合算するとですね、大体34,000千円ぐらいになるんですよ。はい。で、これを別々にですね、補償した上でですよ、売買の契約をすると、今契約している仮契約の額ではおさまらないんですよ。ですので、これを、きのうの議員さんからの質問でも経済性を重視してこういう現況有姿での契約をしましたというお話をしましたけれども、ここを仮にちょっとイオン九州の建屋ですね、ここと一緒に壊した場合、この東佐賀の土地をですね、土地の工作物を壊した場合、こちらのほうで計算した結果では14,000千円ほどの経済利益が出ます。ですので、相手方に補償してお渡ししてやるよりも、こちらで取得して解体したほうが14,000千円安いということでこういう取得方法をさせていただいたということで御理解いただければ、

経済性の面からも御理解いただけるんじゃないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

イオンの建物と同時に、一緒に解体をするということですね。そうすると、イオンのですよ、後でもこれを質問しようと思ってるんですが、イオンの建物がですね、いつごろ譲渡になって、いつごろ解体の予定になるんですかという話になるんですよ。私はこの68号の件で質問させていただいておる中で、同僚議員の質問の中でもそういう答弁はあってますんでわかっておるんですが、ですね、20,000千円かかって34,000千円というお話。自動車学校の跡だから、コースの物があるわけですよ。かなり広いから結構かかるでしょう、それは。と思います。結構かかるでしょうし。しかし、イオンの建物と一緒に解体をすると14,000千円はこれから差し引くことができるよという考え方ですよ、間違いはないでしょうか、それで。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

一緒にといいましょうか、別々のタイミングでですね、東佐賀さんのほうが別で解体をされるよりも一緒に解体したほうが安価になるということでございます。

○7番（吉富 隆君）

東自動車学校のお話が出てまいりましたが、これは、もうほら、契約が終わってるんで、議会通れば町のものになるわけですよ。そうすると、東自動車学校の社長さんかどうかは知りませんが、非常に詳しい方なんで、そういうアドバイスをされたということなんでしょうか。私はこういうことは、人のアドバイスはやっぱりの隅に入れながら行政がすべきだろうと僕は思います。この議会の中でですね、東自動車学校の話はやっぱりするべき問題ではないと僕は思うんですよ。（「何いってんだよ本当」と呼ぶ者あり）我々もですね、この68号が出てこなければ、この建物の問題はわからなかったね。うん。出てきたんで、質問をさせていただいておりますので、確認の意味で質問をしてるんでね、御理解をいただきたい。

○町長（武廣勇平君）

ちょっと大分誤解をされているので。東佐賀自動車学校さんの提案を受けて何かやっているものではございませんので。あくまでも今回の土地については、弁護士の先生等もちゃんとしっかり入れた上で、法令上の問題を確認した上でございます。経済性からも14,000千円ですね、負担をかけずに、先ほど室長が答弁しましたように、ここで一度解体して、後ほどまた解体がしなきゃいけないイオンがあるわけですので、その都度都度行うよりも一度やったほうが経済性が出るということで今回は判断をしております。よって、それについてはですね、問題はないというふうに理解しています。

○7番（吉富 隆君）

私もですね、問題がありきで言っているわけじゃございませんので、確認の意味という冒頭に申し上げたとおりですね。ただ、私たちの議会の立場から見て、68号については取得だけの話であったんでね。たまたま、あとは更地にされますかというお尋ねをしたら、更地にすると。大体費用はどのくらいですかとお尋ねしたら、20,000千円程度という話でございました。その後に室長さんから、自動車学校の跡地の問題等々を含めると34,000千円別にかかり、34,000千円かかりますよというお話だったんですよ。その中で、イオンの建物と一緒にしたほうがいいという判断をされたということなんですよ。そういうことで理解しとってよかですね。

じゃ、この項については私質問終わりますが、これに関連することが後で出てきますので、後でまた質問をさせていただきますので、私の質問は終わります。

○議長（中山五雄君）

ほかに。

○4番（吉田 豊君）

68号のここの表の記載の仕方ですが、通常、取得後に全部取り壊すようなものについてはですね、土地の所在で、あと附属建物一式を含むぐらいの表示の仕方をしとかんとですよ、決算のとき、財産取得、建物、どがん記載して上げてくるんですか。ちょっとそこがようわかりませんので、ちょっと教えてください。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

その表記のほうにつきましては、契約書もそうなんですけれども、登記簿をベースにですね、そういう形で記載されておりました。決算資料をどう表記するかといいますと、決算上は恐らく今ある土地の建屋とかはですね、恐らく主たる登記のみのものが多いのかなというふうに（発言する者あり）主たる建物。（発言する者あり）うん、主たる建物のみのものが多いのかなというふうに思っておりますので、従たる建物の表記についてはですね、ちょっと今後決算作成していく上で、こちらのほうからもデータを上げなきゃいけないので、そういった際に御相談を差し上げようと思っておりましたが、最終的には丸めて載せるのか、あるいは個別に載せるのかというようなのは担当部局のほうとも御相談をさせていただこうかなというふうには思っておりました。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

それについては遺漏のないようお願いしたいと思いますが、契約書の中でですね、第8条に、収入印紙は役場の負担という形になってますが、この根拠法令、印紙税法の根拠法令の何条何項に役場が負担せにゃいかんということになっているのかを教えてください。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

印紙税の納税義務者というのは、そもそもが印紙税法第3条の規定によりましてですね、

当該課税文書の作成義務者であり、土地売買契約の場合は売り主と買い主の双方がそれぞれ作成する契約書について納税義務を負うこととなります。

しかし、国及び地方公共団体の作成した文書は、印紙税法第5条第2号の規定によりまして非課税となります。ですので、売り主が作成された文書についてのみ課税されることとなります。これが通常のやり方だというふうに思っております。

ところが、国の場合なんです、売り主の負担する印紙税の費用について、実務上、企業者負担とされております。これは国側で負担することが認められているという内容でございます。この取り扱いに関しましては、昭和28年4月17日、建会101号、「用地買収に伴う印紙購入費並びに登録税その他の手数料の特約に関する負担について」という通知文書が出されておまして、国が実務上このような取り扱いをしてるということに関しましては一定の理由がございまして、民間の土地売買におきまして、手数料の必要な費用を買い主が負担するという慣行がございまして、これは先ほど申し上げたとおりです。売り主との交渉過程や要求によって用地買収を円滑に進めるため、企業者が負担することを想定したものというふうになっております。

例えば、地権者から、例えば、国とか他の地方公共団体と同じような取引をなれてある方が仮にいらっしゃったとして、国や他の地方公共団体と同様な取り扱いを求められた場合にはですね、用地事務担当者が苦しい立場に立たされないよう、こういった通達をなぞらえたものとして契約書に盛り込んだところでございます。一応こういった通知がなされておりますので、その慣例に従ったものというようなことで御理解いただければと思っております。

以上です。（「わかりました、ありがとうございます。いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○2番（大川徹也君）

本当に勉強不足で未熟な部分があることをどうぞ御容赦ください。

同僚議員が申されたように、私、前回の9月議会のときに、土地取得に関してだけと思っていたんですけれども、こういう建物も含めたものとして、建物の解体費も町が持つということで、内容の説明は今聞いて内容はわかるんですが、そういう説明って、済みませんね、私が覚えてないだけかもしれないんですが、あってましたですかね。

○町長（武廣勇平君）

まず、原因者、起因者は本町でございまして、建物付きの土地を取得しようとする場合は、建物補償をしっかりと入れて、先ほど室長が申しましたように、更地にして取得するというのは通常の収用法であったり、行政でのですね、土地取得の方法だと思いますが、先ほど説明した流れでですね、法令上も問題はないということで確認をしておりますので、御理解いただきたいと思います。

○2番（大川徹也君）

町長の答弁ですが、私が今問いかけているのはそこじゃなくて、そこについては承知をしました。

前回の9月の議会のときに執行部から、先ほど私が申し上げたように、この土地取得に関して、土地の、取得する土地の上にある構造物を含め、の解体費も含めた、があるということ、それを町が行うということも含めた説明というのはありましたですかね。

○町長（武廣勇平君）

基本的に質疑を受けていると思います。あった質疑に対して答えていると思います。そういう形での形式ですから、議案審議の場はですね。

○2番（大川徹也君）

今、町長の物言いからすると、前回の9月の議会ではそういう質問がなかったから回答してないということに理解していいですか。

○町長（武廣勇平君）

確認はしておりませんが、質疑があったことに答えるのが議会ですので、質疑があったら答えているだろうということでございます。

○2番（大川徹也君）

それでは、今回、土地取得について、財産の取得で、会計はどの会計になりますでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

一般会計、特定財源を活用した一般会計でございます。

○2番（大川徹也君）

通常、土地などを町で一旦購入する場合は土地特別取得会計などを御利用するというふうに向うんですけども、今回はどういった事情で一般会計になるのでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

これはいろんな御意見あると思いますけれども、私は土地取得、あるいは土地開発公社等のですね、取得団体、取得会計については、現在はもう不要だというふうに考えております。

といいますのも、先行取得がメリットになるのは土地の値段が上がっているときであります。土地の値段が上がる前に先行で押さえて、それから買い戻すということを繰り返すわけですが、今は地価が下落しておりまして、先行取得の意義というのは失われております。さまざまな自治体で土地開発公社とは解散をしているところでございまして、必要なときに一般会計で買うほうが、一般会計でお金の出入りが総覧できるし、どの部分にどの予算が充てられたかということ町民に広く伝えることが予算書で可能になると思っておりますので、そういう考え方でございます。

○2番（大川徹也君）

町長の考えはそのようなものだとわかりましたが、土地など、こういう不動産の管理をする際に、そういう土地特別取得会計などが非常にわかりやすいということでお伺いをしています、通常は。で、一般会計に入れるときに、その土地の管理というのは帳簿上どういうふうにされるんですか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

財産の取得ですので、一応財産台帳に計上することになりますが、その手前の段階でまだ所有権移転登記とかが必要になりますので、そういった公簿ベースがそろった段階です、財産台帳のほうに計上していくことになるかというふうに考えております。

○2番（大川徹也君）

ちなみに、今回のイオンの跡地に隣接する2.5ヘクタールの土地の購入の用途区域は、ちなみに何になっているのでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

本町は未線引き区域でございますので、用途地区の指定はございません。
以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○7番（吉富 隆君）

もう一点ですね、確認をさせていただきたいと思います。

今解体の、もう金額等々がここでお示しになられまして、イオンの建物と一緒にやるほうがいだろうということも理解をいたしたところでございますが、この解体費用等々、コースの撤去等々の予算はいつごろに上程をされる予定があれば教えていただきたい。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

事業進捗を見てからという形にはなるとは思いますが、どの段階でというのは、ちょっとまだ現段階でちょっと明言ができないというふうに思っております。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

これですね、この12月定例会で町の所有になると僕は思ってます。そうしますとですね、解体費用等々についてはですね、これは早目に予算をしていただいて早く解体をしないと、浮浪者の寄り場になる可能性もあるんでお尋ねをしてるところでございますが、これは何か問題があってからでは遅いでね、町の所有者に恐らく3月いっぱいにはなるでしょう。そうすると、そういったこの解体の予算をですね、当初予算にでも組み込んでやらないと、言葉は悪いんですが、悪者の巣になりかねない場所であると思いますんで、そこら辺については心配があったんで、いつごろに予定されていますかということなんです。ここまではやっぱり予定しなきゃいけないと僕は思うんですよ。

○町長（武廣勇平君）

その点、もう御心配要りません。取得してから実際解体までの期間の警備についてもちゃんと考えておりますので、室長から答弁させます。

○7番（吉富 隆君）

町長の御答弁のとおりですね、いち早く精査していただいて、予算を上げていただいて、解体を一緒にということでございますけれども、早急にしていただければというふうをお願いをして、私の質問を終わります。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○3番（原 直弘君）

先ほど執行部から説明が——説明というかですね、土地に係る建物ですね。その分で同僚議員のほうからですね、建物について質問がなかったから答えなかったという答弁が先ほどあったかと思うんですけど、実際9月の予算書の段階でですね、当然、用地購入費ということで出てたんで、なかなかこう、そこに建物が存在するとかのことが予見できないというか、そして、その中で、多分、購入費、これ結構大きかったんで、私も質問してると思うんですけど、その中で、当然、用地購入費の積算根拠とか尋ねたと思うんですけど、その中で、先ほど建物の補償を含めて安価にできたという、通常ですね、その予算の計上の際には当然そちらのほうで、執行部のほうでですね、その積算根拠として実際お話すべきだったんじゃないかということちょっと問答的にされてたときに思ったんですけど、それに対しての、それに対してお伺いします。

○町長（武廣勇平君）

確かに、今の文脈でいくとそのように思います。ただ、これはフォーカスされることによって変わってくるんですね。やはり議会の流れで、前回の議会の中では単価のを中心に、我々もそこに備えておりました。土地があって、上に建物が乗ってるということは一目瞭然だというふうな理解でいた私たちがちょっと注意深くなかったという点については反省しております。

○3番（原 直弘君）

そうですね、私たちも建物についてはちょっと見逃した点があったかと思っておりますけど、実際、執行部がそういう交渉の中で安価、安く購入されたということの流れが今わかりましたんで、当然のごとく今からはですね、そういった感じで見落とす点もどっちともあるかと思うんですけど、その辺は注意を払ってですね、今からの執行部の行政にですね、反映させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○2番（大川徹也君）

今回購入されるこの土地ですが、これはずっと上峰町で保有という形になるんでしょうか、

それとも事業者にさらに売買するということになるのでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

それは使い方によると思います。上峰町で保有するという考え方も1つ、あるいは今後展開しますSPC等に定期借地権で貸すという考え方も1つ、その辺の事業スキームはある程度こちらのほうでも見ていきますけれども、今後いろいろ再評価していく中でですね、その辺もあわせて確認はしていきたいというふうに考えております。

○2番（大川徹也君）

そこは考えずに、結論的にそういうのはなくて、とりあえず買ったというところなんですか。

○町長（武廣勇平君）

まさにそうです。民間との協業ですから、その御提案を受けて、今後それに備えるために取得をするということでございます。

○2番（大川徹也君）

答弁については、それぞれの課長も町長もお考えがありますので、それはそれで尊重しますけれども、私は今回、前回、土地取得に関しては反対の立場をとらせていただいたんですけど、ますます理解ができなくなりました。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○5番（田中静雄君）

わからなくてどうも済みませんけども、単純な質問でございますけども、この自動車学校の土地というのは、34号線にずっと面しておればかなり有効な一等地だと、さらに増して一等地だと思いますけども、なかなか34号線に面してないので、この辺どうかと自分でも思うようなことがありました。

そこで、34号線に面してるということになると、入り口がありますね、東側から自動車学校に。あの辺の土地というのは買うんですか、どうなっておるんですかね。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

34号線、西側——あっ、ごめんなさい。東ではないですよ。東というか、34号線に沿った隣地のところですね。そちらとの交渉はしてございません。

○町長（武廣勇平君）

恐らく田中議員がおっしゃったのは、この学校がございました入り口の進入道路のことだと思いますけども、あそこは今回、この東部興産がですね、所有されている土地ではございませんで、借地でございます。ですので、購入の対象にはなっておりません。

○5番（田中静雄君）

そしたら、この取得の金額、これは全く別なんですけども、関連ということで、やっぱりいろんな商店でも何でも、病院でも何でもつくる場合には、やっぱり出入り口が大事なんです。そこで、その辺の、今、民有地かもしれませんけども、その辺も、民有地の周辺も何か土地を確保するとか、そういうお考えはないんですかね、出入り口を確保するために。

○町長（武廣勇平君）

まず、国道34号線からのイオン敷地内の進入道路は現在イオンさんが所有されておられます。今回、購入対象にはなっておりませんが、おっしゃるように、34号線からのですね、進入等がですね、できるような形を協議の中で調べていければと考えております。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですから、お諮りいたします。ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、2時50分まで休憩いたします。休憩。

午後2時36分 休憩

午後2時50分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして議案審議を再開いたします。

68号は、もう質疑がなかったですね。

次へ進みます。

日程第11 議案第69号

○議長（中山五雄君）

日程第11. 議案審議。

議案第69号 令和元年度上峰町一般会計補正予算（第4号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○3番（原 直弘君）

まず、予算書の中の5ページ、第2表の継続費でございます。

この中で、事業名の行政事務支援業務委託ということで、継続費、元年から2年ということで、この元年度については、説明の中で、実際現在雇用している方の意向調査とか、人材の確保とか、各課との引き継ぎ調整を、何かな、4月から滞りなく業務が遂行できるように

準備に係る費用の委託料ということで伺っております。

まず、この算出基礎と、令和2年度についても117,000千円計上されておりますけど、この中に委託費、人件費を含む委託費が入っているということで説明を受けましたので、その算出基礎というか、内訳を教えてくださいたいと思います。

○総務課副課長（宗雲英則君）

行政事務支援の委託につきましての継続費についての御質問でしたが、令和元年度につきましては、まず説明させていただきましたが、会計年度任用職員のうちから行政事務支援のほうに委託が可能であろう方々への転籍の確認と、転籍するに当たりましての心構え等の研修等を、また、被服対応があるようでありましたらその継続等がありますので、そこら辺も踏まえたところでの委託ということで2人ほどの人員がかかるのかなと思いますところで、1カ月当たりを1,000千円というような算出をさせていただいております。

また、令和2年度からの委託の件でございますが、会計年度任用職員のうち業務委託が可能であろう方のほうをですね、60名程度絞らせていただいたところで、現在の月収を保障しましたところで試算した人件費のほうを合計させていただいたところですね、117,000千円強となりましたので、こちらの範囲内で行政事務支援の委託料というふうな計算として算出をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

ちょっと端的に、令和2年度が117,000千円ということでちょっと大きなもので内容的に把握したいなということで質問をしたんですけど、まず、ちょっと私の認識不足なんですけど、単純にこの事務支援に移られるというか、今の臨時の方が全部移られるのかなと思ったんですけど、可能な方ということでの説明がちょっとあったんで、その辺はちょっとまた詳しくお伺いすると、もう一つが、今の話では、もう人件費が何か117,000千円ぐらいかかるという話の内容だったのかなと思うんですけど、ちょっと予算の一番初めの当初の説明では、その分と業者のほうに委託するので、その委託料が入っていたのかなということでちょっと私認識してたんですけど、その2点についてちょっとお伺いしたいと思います。

○総務課副課長（宗雲英則君）

まず、委託が可能な職員、臨時職員と申しましたが、委託が不可能であろうという職員がですね、非常勤講師、地域おこし協力隊、集落支援員、生活支援コーディネーターなどとなっております。

委託ができない理由といたしましては、非常勤講師等におきましては、教えるのみではありませんで、相談業務とかを、相談を受けたりする、それに対する答えを本人たちが一方的に答えることは、町の意見とかを反映できませんので、ふさわしくないだろうと。

地域おこし協力隊等におきましても、町の指示がないと動けないであろうというところ。

集落支援員さんにおきましても、町が、ここの集落がどうですよ、報告を下さいとか、集落支援員さんの判断のみでは動けないというところがあるから、あるので、できないというような解釈です。

また、生活支援コーディネーターにおきましても、制度上でもございますが、その生活支援コーディネーターにおきましても、町の指示のもと動くということもありますので、委託は不可能であろうということになっております。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。（「済みません、漏れがあります」と呼ぶ者あり）

○総務課副課長（宗雲英則君）続

あと、先ほど人件費のみじゃないのかということですが、のお伺いなんですけれども、おっしゃられるとおりですね、人件費のみで計上をさせていただいております。で、そこには、委託業者様におかれましては、管理費、消費税等ございますところではあります。うちのほうといたしましては、この範囲内でやっていただくということをお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

まず、こちらの行政事務支援業務委託に不可能な方を集落支援員さんとか生活支援コーディネーターとか言われましたけど、その方の令和2年からの雇用というのは、今までどおりの雇用になるかどうかのお尋ねと、今、117,000千円の分がもう人件費ということではあるんですけど、そしたら、委託を受けるところが、何かな、普通は委託料とか上乗せ、上乗せというか、含めての話だと思ったんですけど、例えば、この117,000千円が人件費として町が考えてても、向こうは利益を出さないから、そしたら、人数なり賃金、ちょっと減るとか、そういったことになりかねないかなということでもちょっと今思ったんですけど、その2点についてお伺いいたします。

○総務課副課長（宗雲英則君）

先ほど委託不可能であろうという方でございますが、会計年度任用職員のほうで雇用することになります。

また、先ほど人件費のみと申しましたが、人件費を含めたところの委託費ということで計上をさせていただくということでございます。

○3番（原 直弘君）

ということは、一番初めの答弁はちょっと違って、委託料も含めた形で117,000千円ということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

そしたら、私が伺いたいのは、その117,000千円に人件費とその委託料がどれぐらいの割合で入っているかというのがちょっと知りたかったんで、それを教えていただけますか。

○総務課副課長（宗雲英則君）

先ほどの御質問でございますが、人件費に関しましては105,000千円程度かと思っております。で、あっ、済みません、間違っております。済みません。人件費におきましては90,000千円程度で、管理費といたしましてが14,000千円弱、で、あとは、済みません、消費税のほうが入って、1%、1割入ってまいります。ここも含めたところで117,000千円となっております。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

それでは、人件費として90,000千円、それ以外は業者の方の、その管理費とか、その消費税も含まれた形でということで、単純に計算すると27,000千円が別に、人件費とは別ということで理解しましたけど、それでよろしいですか。27,000千円、済みません、90,000千円と27,000千円、合わせて117,000千円、117,000千円ということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

○総務課副課長（宗雲英則君）

おっしゃられるとおり、人件費が11,000千円、あと委託、90,000千円強で、委託に関します料が27,000千円程度で間違いのないと思います。

○3番（原 直弘君）

ちょっとそもそも論で、またこう、その金額聞いた中でちょっと考えようかなと思ったんですけど、これの委託をすることで、毎年、今までの人件費、任用制、何かな、会計年度任用職員になったことで期末手当とか、それはふえるかと思うんですけど、それふえて90,000千円ということでの今試算だと思うんですよ。で、この90,000千円プラス27,000千円上乗せして委託料が発生すると、そういった考えというのはちょっと間違いないだろうと思うんですけど。それで、そもそも論が、こっちの委託に不可能な人はそのまま今までの——今までのというか、会計年度任用職員になって、そして、委託することによって、それ以外の人は、何かな、27,000千円、ちょっと町費がプラスになるわけですね、27,000千円。それが、多分、恒常的に将来にわたってもずっとこう、続いていくことになるんですよ。それはちょっと間違いのないと思うんですけど、そもそも論で、実際そしたら、わざわざ委託する必要性というか、そのメリット、デメリットとか、そういうのが、ちょっとデメリットというのはもう単純に1年間でも27,000千円どんどんどんとちょっと出ていくということになると思うんですけど、その辺のちょっとお考えというか、をちょっとお聞かせいただきたいと思います、委託の必要性と。

○総務課副課長（宗雲英則君）

委託に関してメリットでございますが、会計年度任用職員になりますと、期末手当、通勤手当はもちろんです、継続雇用をした場合にはですね、昇給、そこら辺も出てまいります。

そうなりますと、年間ですね、数千万円とか上がっていく可能性もございますので、この継続、委託料を超えていくことになるであろうと試算が出ましたので、まず、委託をしたほうがよしいということを考えました。

またですね、委託することによりまして、必要な人員の迅速な確保や、安定してですね、人を集められるということもございますし、雇用される側におかれましては、会計年度任用職員におきましては単年度契約でございまして、翌年度また継続してということになりますと、試験、もしくは選考をしなければなりません。では、委託になりますと、その委託業者のほうに勤務するというような形になりますので、安定した継続雇用が生まれるということもございます。また、会社のほうに勤めるような形となりますので、社会的な信用性ができて身分の保証にもつながる。あと、スキルの高い人でございましたら、正社員への登用等もあるのではないかと考えております。また、仕事の内容によりましては、希望する部署への異動も、その委託業者内で話していただければ可能であるとも考えております。

また、雇用する側に戻りますけれども、横断的に人材を確保できることとなりますので、適正な人員で効率的な人員配置を期待できるということと、継続雇用がまた可能になるかと思っておりますので、業務遂行の安定性も確保できますし、急遽、人員補充が必要な場合も対応をしていただける、また、各課で必要な人材を募集、試験、さん考、採用するなどの事務の軽減も図れます。また、会計年度任用職員になりますと、報酬や給与の支払い、保険、福利厚生等の労務管理がありますが、委託になりますことで、こちらのほうも軽減されます。

また、先ほども申しましたが、会計年度任用職員を募集して選考試験となりますが、委託することによりまして年度ごとの任用に係る事務作業もなくなるかと思っておりますので、メリットのほうを重要視いたしまして委託とさせていただきたいと考えました。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

今、メリットということで幾つも上げていただきましたけど、単純にちょっと数字上の問題で、この委託することによって任用職員が昇給とか期末手当とか出てくるんで、その辺は有利ということであったんですけど、それちょっとこう、そういうのをちょっと明示していただかないと、表に出るのはもう多分この数字だけだと思うんですよ。けど、この数字だけを見ると、ちょっとこんなに人件費がかかるのかなということでもちょっと改めて思った次第なんですけど、その、そういうちょっと金額的メリットの資料ということをまずいただきたいというか、明示していただきたいということと、そしてあと、説明のメリットの中で、人員の確保を、安定して雇用とか業務の安定雇用とか、ちょっと安定雇用というか、あったんですけど、そしたら、今までなかなかこう、そういう臨時の方を採用するに当たって、ちょっとなかなか集まらないというのがずっと問題視されて今のこういう委託になるの、なったのかどうかですね。そういうのを踏まえて、これはちょっとこう、ぱっとこう、今説

明いただくと、何かこう、メリットのこう、羅列というか、そういうのをちょっとこう、ただ単に読み上げて、られてるだけなのかなと思うんで、その金額的にちょっとこう、どこがどうということですね、ある程度詳細に明示していただかないと、これはちょっと予算書、議決事項、当然、議案として議決事項なんで、判断材料にちょっとこう、皆さんもですね、私も当然苦しむんで、その辺はちょっとこう、明示していただきたいと思います。それができるかどうか。

それとあと、人員の確保で今までちょっと大分そんな集まってなかったとかというのがちょっとあったのかなというのを、実際、実情として。その2点をちょっとお聞きします。

○総務課副課長（宗雲英則君）

人件費に関しましてでございますが、本年度は1億程度必要、人材費、人件費必要かとも思います。令和2年を会計年度任用職員となった際に計算しますところ120,000千円程度、令和3年に至りましたら1億三千五、六百万円程度になるのかなという試算をしたところでございます。

雇用に関しましてですけれども、はっきり集めにくいとかいうような情報はないかとは思いますが、半年単位で、いや、4カ月単位で募集をかけたりにしているということはございますので、その事務の軽減になればなどは思っております。

以上でございます。

○副町長（森 悟君）

今、総務副課長のほうが申しあげましたとおり、まずはメリットの羅列ということよりも、金銭的なものが需要というお話でございまして、今申しあげた数値でございました。

会計年度任用職員として、それこそ先ほど条例改正の御説明もいたしましたけれども、それを算出しました額と比較しても経済性があるというのが今回の結果でございました。それ以上に、先ほど継続的な雇用、今までがどのような形態かということでございますが、臨時的任用職員におきましては、半年を超えない単位でですね、雇いがえをするということが基本でございましてから、しかしながら、それを各市町においても実施しているところは少なかったという実態もございますけれども、基本的にはそのように細切れの任用期間でございました。それを今回の改正である程度なされた、整理をなされたというのが先ほどの改善の趣旨でございました。

今回、それを取り入れたにしても、1年を超える雇用は会計年度の名前のおりでできませんものですから、雇用がえを毎年しなければならぬというような事務的負担も出てまいりますし、先ほど総務副課長が申しあげましたとおり、その欠点を今回の業務委託によりまして克服しようということでございまして、かつ何よりも継続雇用ができるこの業務支援の委託によりまして、そこが雇用される側にとっても最大のメリットかなと。そして、そこに、そこの社に籍しますものですから、在籍しますものですから、そこでの福利厚生、こ

これは一般の社員と同様ないろんな形での福利厚生施設等の利用、そして、そのほかの保険等々の活用、こういったものができるものですから、私どもとしては臨時的任用職員よりも、こちらのほうが大いなるメリットがあるろうという判断のもと今回上程差し上げておるところでございます。

○3番（原 直弘君）

先ほどちょっとこう、説明というか、内容的には当然わかるんですけど、皆さん関心があるのはこの金額。今先ほど副課長のほうから、元年で1億、令和2年でこの任用職員になったら120,000千円という話が出たんですけど、この流れは今、支援業務に移られない不可能な方というか、それも一緒にこう、入った中での試算じゃないかとちょっと今思うんですけど、やっぱりどういったこう、今の現在があって、この委託に移って、こうなるけど、実際、任用職員になると金額がこれぐらいだから来年からはもう逆転しますよとかですね、そこら辺の長期的な表がちょっとあったらね、もうすぐ私も理解はするんですけど、その辺についてはやっぱり資料的には出していただかないと、判断資料としてですね、もう言葉だけでちょっと理解はこう、するんですけど、拒否反応がというか、そこら辺がちょっとこう、難しいんですね、ぜひちょっとこう、そういう数字的なものを出していただいて、それからちょっとこう、説明をいただきたいと思うんですけど、可能でしょうか。

○総務課副課長（宗雲英則君）

数字ですね。多年にわたって数字化したものということでございますが、この算出するに当たりまして、今のところですね、会計年度任用職員のほうを今の現在の月収保障をしたところで試算しておりまして、実際の会計年度任用職員となった場合のですね、月収のほうがこれより高くなるのではなかろうかと思ひまして、正確な数字はつかめないかと思ひますが、どうしてもということであれば、お時間をいただければ、今の月収ベースで保障したところによりましては表にできるのかなとは思っております。

以上です。

○3番（原 直弘君）

そうですね、ちょっとそれ、今ちょっと理解しがたかったんですけど、その表をいただいて、それでわかるのであればですね、それを見ながら説明を受けて理解のほうに持っていきたいと思うんですけど、資料大丈夫ですか。

○総務課副課長（宗雲英則君）

今ちょっとすぐというのが困難でございますので、しばらくお時間をいただければと思います。

○議長（中山五雄君）

宗雲副課長、どのくらいですか、時間。

○総務課副課長（宗雲英則君）

今、ちょっと下のほう、総務課のほうに資料をとってきて、とってくるようでございますので、数分では来るかなとは思いますが、数分で来るとは思います。

○副町長（森 悟君）

今、総務課のほうで用意をしておるところでございますので、ここで休憩をいただければ皆様方に迷惑なく取り寄せることができるかと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（中山五雄君）

休憩はどのくらいでしょうか。暫時休憩しますか。（「はい、暫時休憩でよろしくお願ひします」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。今、執行部のほうから暫時休憩願ひが出ております。いかがいたしましうか、御異議ございませうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

そしたら、暫時休憩をいたします。休憩。

午後 3 時 19 分 休憩

午後 4 時 50 分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして議案審議を再開いたします。

執行部は何か。

○総務課副課長（宗雲英則君）

今回は長時間お時間をとっていただきお待たせすることになりまして申しわけありませんでした。資料につきましては、あした提出させていただきます。よろしくお願ひします。

失礼いたします。

○議長（中山五雄君）

ほかは何か言うことありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですから、お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思ひますが、御異議ございませうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

それでは、延会します。大変お疲れさんでした。

午後 4 時 51 分 延会